

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◎定松一生君（拍手）登壇。皆さんおはようございます。自民党ネクストの定松一生でございます。

六月十九日、一般質問の二日目トップを飾らせていただきますが、私は今まで米を買ったことがありません。なぜなら、生産者であるからです。農業は国の本——国本と書いて国の本である。国本というこの思想、近代日本の成長には大きな関わりがあります。すなわち、農民は国の本であり、米を作り続ける役目、しかも、安い米を。なぜなら、国を大きく発展させるために工業、土木、建設の労働者を安い労働賃金で働かせる。そのために米価は上げてはならないという定義だったのです。国をつくるために、労働者のために、貧しくてもお国のために米を作り続ける奉職で、国をなす民なのだ。まさに諸君は国の本である。農業は最も尊い職業だと言っておるのであります。私の父や祖父も佐賀農業高校、この高校でこの思想の下、農業に頑張ってきました。特に戦後の復興には合致した考え方だと思います。

工業立国を目指す日本は、地方から長男だけを農業のために残し、次男、三男は工業地帯へ、そして、女性は女工さんとして繊維産業等へ集団就職をします。この国の発展ため、奉職させ、そして、地方に残った人材は農業と農村を守ってきました。米は命、農業は国の宝、その根底にありましたから、食糧難を経験した日本は食糧制度により米の増産を進め、国が買い上げ、流通させ、豊かな日本をつくってきたのであります。

す。

しかしながら、米の価格につきましては、三十年前までは食糧制度、この食糧管理法によって国が米を買い取っており、農家販売価格——農家の売渡価格ですね、六十キロ当たり二万円程度と比較的安定していたものであります。しかし、ウルグアイ・ラウンド、ガットの農業合意によるミニマムアクセス米の受け入れ、それらを契機に国が平成七年に食糧法を廃止し、新たに主要食糧法を制定して以降、それまで厳格に管理していた米の流通規制、これを取っ払って民間流通を基本とさせていったことから価格は下がり続けたのであります。農家にとって、米作りを続けていくのは大変厳しい状況となりました。

農水省が公表する米の六十キロの生産費、これは一万五千円なんです。農家が納得する価格といいますと、これから計算しますと二万二千円程度というふうになるかと思います。しかし、相対取引価格の推移、これは山口知事が就任された平成二十四年から令和五年までで見ますと、一万五千円程度で推移しているんです。平成二十四年、これは最高なんです。一万六千五百円、その二年後に平成二十六年では一万一千九百六十七円、これはもう赤字なんです。生かさぬよう殺さぬよう、米は安いほうがいい。それでも農家は米を作り続けました。国本の思想の下に作り続けるのであります。

こうした中、直接取引の増加といった流通構造の変化、消費者の不安をあおるような情報が拡散されることによる買いだめ行為の加速などによって、令和六年、米の価格はあれよあれよという間に高騰し、新聞等の報道で令和の米騒動、小泉劇場と、武藤議員も言われましたけれども、そういう状況になっておるのであります。

ここに出しましたのは主食米の需給動向、（パネルを示す）これはたまに新聞に出るんですね。これは要するに国民が必要とする米、消費する米、これは年々下がるって言われています。その間、次の年の生産量を決めなければならない。その基礎になるのが六月末の在庫量ということになります。需要量が下がってくるよ、生産量はちよつと増えていますね、そこで調整をした結果、ここで初めて二〇二二年度にやつと合致している。しかし、その次の年は生産量は減って、需要量はぐんと伸びているんです。これは恐らくインバウンドの回復、そういったものもあるうかと思えます。しかし、そこで農水省は手を緩めることなく、生産量を下方修正して各県に流しているということになります。ここで七百五万トンに対して六百六十一万トンしか取れていないよと。このギャップが今来ているというふうになります。

二〇二五年度は足りている、足りていると小泉大臣も言っている。本当に足りているのか分からない、そういう状況なんです。そして、見通しでは、生産量が二〇二六年度には追いつきますよというふうな図になっているんですね。

けども、よく見たら分かるんですが、これは八年間の推計を取っていますが、ぴしつと当たっているのが二回しかないんですよ。このように幾ら調整しても作況指数が時代に合っていないとか、温暖化の影響、台風等で作況指数も下方修正したり、その全てを分析して、いろんなことをやっても当たらないんです、なぜでしょう。皆さんに聞くと頭をかしげられます。米は工業製品ではないからです。分かりますか。工業製品ではないので、本当に計画どおり作れないということなんです。

今回米が高いのは、ＪＡや卸業者、このどっちかを農水省は悪者にし

たがっている。でも、ＪＡは農家と協力して戦後の復興、生産を主導し、国策に完遂してきました。農業協同組合、いわゆるＪＡは、協同精神の下、地方の農業・農村を担ってきたのであります。農協の皆さん、この場を借りて本当に感謝をしております。

さきに述べましたが、農業は国の本、奉仕の職種ではありますが、貧しくとも米を作る、この精神は我々農業者には大切なことかも知れません。その思いがDNAのように受け継がれているのであります。しかし、その国本の精神を農水省や、国の中枢、財務省の人々がこれを逆手に利用するものではないと思います。今回はこのツケが回ってきているということになるかと思えます。

現在、米の価格は昨年と同じ時期の約二倍、米農家からは米の作付面積を増やしたい、その一方で消費者の方からは米が高くて困る。

国は、高騰している米価を下げる政策として、不作や災害時、その緊急事態に備えていた政府備蓄米を放出し続けています。米をじゃぶじゃぶにして価格を下げる。その言葉に私は憤りを感じます。

さらには米の緊急輸入も辞さないといった姿勢なんですね。私たちが青年期にしっかりと守ってきた貿易から米だけは守るというふうなことでミニマムアクセス米も譲歩して５％から８％まで増やしてでも守ってきた、そして、米の緊急輸入ということになりますと、農業はいよいよ終えんを迎えることとなりますでしょう。

食料安全保障の観点から、国内で米を安定して生産し、供給していくことが極めて重要だと認識しています。また、佐賀県においても現在まで整備された水田をフル活用し、引き続き米など作物を安定して生産していく必要があると考えています。

そのためには、米の価格、消費者の米離れを招くような、あまりにも高い価格とならないようにすること、しかし、農家が持続的に米を生産し続けられる価格になるべきであり、そのような価格が実現することで、次世代の担い手の確保、育成につながっていくというふうに考えます。

そこで、伺います。

現在、この米高騰をどのように受け止められているのか、知事の所見を伺います。

次に、米価の高騰の原因、これは米不足と言われておりますが、現在の米の需給についてどのように認識されているのか、島内農林水産部長に伺います。

そして、現在の米価及び米の需給状況を考慮すると、米はもつと増産できるのではないかと、増やしてもいいのではないかとというふうに考えますが、令和七年産は既に田植えの準備が終わっております。増やそうにも間に合わないという状況なんですね。

ここで皆さんにお知らせしますが、佐賀県は全体で五百ヘクタール増やしていいよという配分を受けておりましたが、各市町にずっと今まで、減反政策でこれ以上作ってはならないという命令を下しておりますので、なかなか増えないんですね。その結果、去年よりも百ヘクタールしか増えていない。本当は五百ヘクタール増やしていいんですけども。八年産にそれをどのように対応していくのか、島内農林水産部長に伺います。

今回、令和の米騒動を機に、生産者、消費者、農水省が納得する価格、そして、農業が安定することを願って、この質問を終わります。

それでは続きまして、必要とする方々へ食支援を届けるための取組に

ついてお伺いをします。

これも関連いたしますが、昨今の物価高騰、特に食品価格が大きく上昇し、米の価格高騰も相まって、子供食堂を運営されている方々は食材の調達に非常に苦労されていると思います。限られた食材の中で何とか工夫して子供たちが喜ぶ献立を考え、食事を提供されていると聞きます。一方で、佐賀県は、米、野菜など農産物が豊富に取れます。「さが園芸88運動」もそうですね。だから、私たちは、タマネギやキャベツを作っていますけれども、この食の支援が必要な方へ届けてほしいなというふうに思っています。

ただ、農家も高齢化や多忙の中から、フードバンク団体まで持つていくのは大変です。実際、私の友達、農業法人や生産者の仲間たちに食の支援の話をすると、困っている人の役に立つなら協力したい、いいことだから持つていっても構わないよというふうな答えなんですね。このようにフードバンク団体が生産者のところまで取りに来てくれるなら、喜んで協力するという生産者はたくさんいます。

生産者から農産物を集めて支援が必要どころへつないでいけば、農産物も無駄にならず、食材の調達に苦労している子供食堂も助かります。食材が集まれば、メニューも広がり、子供たちの笑顔が増え、子供食堂を運営している地域の方々もその思いが満たされる。だから、もつと生産者を巻き込んでそうした農産物を集め、支援が必要な方へ食が届くようになってほしい。

またもう一方で、令和二年の国勢調査によりますと、一般世帯のうち単独世帯が三割を超えています。そのうち六十五歳以上の単独世帯が四割弱を占めています。独り暮らしの高齢者は増える一方であります。そ

のことから、地域で支援を必要とする方々が今後ますます増えてくるというふうに思います。

子供食堂の中には、子供だけでなく大人も利用できる場所があります。子供食堂が、大人も受け入れ、多世代の交流の場となれば、子供から大人まで誰もが安心して集えるみんなの居場所、地域のよりどころになるのではないかと思います。みんなにとっての居場所が、地域の身近なところに増えていってほしいなというふうに思います。

食に困った方々の支援が手厚くなるよう、佐賀らしく、生産者サイドをもっと巻き込んで食支援の輪をもっと広げていき、子供も大人も含め、困った方へ食支援がしっかりと届くよう取組を進めてほしいと願っています。

我々生産者は、子供食堂のキッチンまで持つていくことはできないけれど、農産物を作ることと食支援を支えたい、応援したいという思いを持つ生産者はいっぱいいます。そこに県がもっと営業に行って、食材を必要としているところとマッチングしていけば、この食支援の輪は広がっていくと思います。

そうした思いを持っているので、現在の取組状況、そして、食支援の輪をさらに広げていくため、今後どう取り組んでいくのかお伺いをさせていただきます。

それでは、次の質問に入ります。農業人材の確保についてであります。農業は本県にとっても言うまでもなく、貴重な基幹産業であります。

佐賀農業が将来にわたって発展していくためには、他産業と比較して所得水準が遜色のない有望な業種に成長していく必要があります。

山口知事は折に触れて「一次産業の振興なくして県勢の浮揚なし」と

言われます。これは農林水産業を指してくれているものと認識しておりますが、佐賀県農業の未来は、いかに若い世代の農業者を増やしていくかということにかかっています。

例えば、私の取り組んでいる水田を活用した土地利用型農業、この形態でいけば、五ヘクタール以上の経営規模からスタートし、将来的には五十ヘクタール、百ヘクタールといった大規模経営を目指すような経営者がこれから中心的な担い手として求められていくものであります。

しかしながら、農林業センサスによりますと、県内の四十九歳以下の基幹的農業従事者数、これは二〇〇〇年の七千八百四十六人——これは全体農業者の二・三％——から二〇二〇年、二十年後で、二千四百八十六人と落ちていくんですね。これは全農業者の一三・一％になっています。

本県農業の将来を考えたときに、若い世代の意欲ある農業人材をいかに確保し、育成していくか、極めて重要な課題です。そのためには、専業農家の親元就農だけでなく、兼業農家やサラリーマン家庭で育った若者、これらの方々が農業を有望な職種と捉え、チャレンジし、本県の農業を支える担い手となってくれることが重要であると考えます。

また、このような若い世代の農業者が大規模経営を展開し、成長を続けていくためには、雇用による労働力の確保が必要になります。

多くの産業において人手不足が叫ばれる中で、農業分野でも外国人材の活用が注目されています。最近では、私の地元でもよく見かける自転車部隊、ベトナムとかフィリピン、カンボジア、それらの方々が地域に溶け込んでいらっしゃいますよね。農業などを応援してくれております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

農業人材の確保に対する知事の考え方についてですが、若い農業人材、その確保に対する知事の所見を伺います。

次に、農業人材の確保に関する取組についてでございますが、県としてどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

また、農業労働力、その確保についてもどのように取り組んでいくのか、あわせてお伺いをさせていただきます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

教職員の人材不足についてであります。

これは昨日、武藤議員からも御指摘があつておったかと思ひます。

近年、日本の教育現場では教員の人材不足、これが顕著に全国で深刻化していると思ひれます。これは長時間労働や業務負担の増加、それらが原因となり、教員志望者も減少傾向にあります。それに伴い全国的に見ても、教員採用試験の倍率は低下の一途であります。

佐賀県においても、御承知のとおり、この傾向が顕著で、令和八年度佐賀県公立学校教員採用試験においては、小学校教諭の倍率が初めて一倍を切つて〇・九という数字になりました。

倍率は幾つかの要因によつて変動することから、その数のみをもつて問題視することはいかかかなと思ひますけれども、佐賀県の実況を見ると、小学校教諭の採用予定者数はここ数年減少傾向にあつたけれども、今年度は昨年度に比べ三十人増えていますね。このことも倍率低下の一要因であることは承知しております。

一方で、今の三十代後半から五十代前半の方々、その方々が大学を卒業して採用試験を受けるその当時、倍率が非常に高かつたんです。そのことから、受験を諦め講師として勤務を続けられている方がたくさんい

らっしゃいます。長年、講師として子供たちのために尽力されている方々の処遇改善をするともに、教育に関わる人材を確保していく上で、そのことは重要だと考えています。

若い人たちに教員になつてもらうという取組と同時に、講師の方々もやりがいを持って働ける環境づくり、このことも重要であります。

まず、小学校の採用予定者数の増加についてですが、この採用予定者を急に増やした原因といひますか、そのところを教育長にお伺いさせていただきます。

次に、教員を目指す人材を増やすための取組についてですが、質の高い教育を行うためには、教員になりたいと思ふ人材を増やす必要があります。そのための県の取組、これはどうなつていくのかお伺いをさせていただきます。

最後に、講師の方々、先ほど申し上げました教諭ではないけれども、臨時で働いている講師、これは昔は会計年度任用職員と同等に一年一年更新をしておりましたので、ちよつとだけ暇を一週間程度、後にまたちよつとだけ空けて採用するとか、いろんな苦肉の策で人件費を安く安く抑えられていたような気がいたします。

ただ、近年、講師の方々も勤務年数によつて少しは昇給していくというシステムに変わつております。私も何回もこの点について指摘をさせていただきましたが、正式な教諭の方は最終的には四十万円を超える給料まで到達するんです。しかし、講師の方々というのは、どこまでたつてもある一定の額まで達すると、横ばいなんです。この額というのは三十万円ちよつとなんです。学校では同じように働いて、そこまでしか上がらない。その正規の教諭との差というのがおおそ七〇％程度に抑

えられていると。たしか七－％ぐらいになっていたかと思います。

この方たちも、やっぱり学校で子供たちに教育をしていただけの本当に貴い人材でありますから、処遇改善はぜひ必要かと思えますので、どのような処遇改善を行っているのか、今後の展望についてもお聞かせいただければ幸いです。

これをもちまして一回目の質問を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ皆さんおはようございます。定松一生議員の御質問にお答えします。

定松議員の生産者としての思いをお伺いして、国の本を支えてきた矜持のようなものを感じさせていただきました。そうした生産者の思いを日本国民全体が共有してほしいなと思います。

佐賀県の米づくりは脈々と受け継がれている佐賀県農業の根幹であり、誇りであります。戦後の食糧難の時代にも、佐賀県が大きな貢献をしたことは皆さん知つてのとおりであります。

一方で、近年は消費の減退、人口減少に伴う需要の減少によりまして、長い間、米価が下落、低迷し、米づくりでは利益がなかなか出ない状況が続いております。先ほど定松議員がお話しなされたとおりです。

そのような中であって、佐賀県では米の食味ランキングで最高評価の特Aを十五年連続で獲得している「さがびより」など、生産者、関係者の努力によっておいしいお米を作ろうという思いで、全国的にも高く評価される米を開発し、生産し、単価を上げようと努力をしてきたわけがあります。

そうした中で、令和五年産米では供給を需要が大きく上回って、米の消費者価格は上がり始めました。令和六年産米が販売されている現在で

は、米価は前年同時期の約二倍にまで上昇している状況です。

私は、御飯、それは米によって味が違うと思っています。佐賀人であれば、米によって食味が違うということは体感しているのではないかと思いますけれども、昨今、報道を見ると、米、何を食べても同じだと発言されている方もおられるので、何かそこに非常に温度差を私は感じています。

佐賀はおいしい米を作ろうとみんなで努力しているわけでありまして、おいしいお米には、その価値に見合う高い価格で生産者の努力が報われるようになってほしいと私は考えています。そしてその一方で、主食であるお米ですから、おなかいっぱい食べられるような手頃な価格というものも必要だというふうに思います。そうしたところは、国の本とおっしゃいましたけれども、そういう役割というのは、米は果たさなければいけないんだろうというふうに思っています。消費者、生産者の立場で、様々な受け止めがあるものと思います。

食で、都市部であったり、この国を支えているのは生産者であり、地方であります。今回の米価の消費者価格の高騰は、将来に向けて、この国の形を考えるよい機会だと私は思っています。

お米だけでなく、野菜も含めて、農業は工業と違います。スーパーに農業製品と工業製品が同じように並んでいます。でも、全く違います。天候にも大きく左右されますし、収穫量も違います。それによって値段が上下するのは、農業製品は当たり前なんです。そういったところを本当にこの国の人たちは共有しているのだろうかと思えます。戦後の日本国民はみんなそこを共有していたと思うんですけれども、最近、様々な報道を見ておきますと、非常にそういう危惧を覚えるわけであり

ます。

ぜひ生産者と消費者がお互いに目を向けて、食の安全保障を含めた多面的で骨太な議論と意識醸成が進むことを期待しております。

続きまして、農業人材の確保に対する私の考えについてお答えします。

現在の農業就業者の人口分布や就農状況を見ておきますと、十年後、二十年後にはそもそも農業従事者は少なくなり過ぎるのではないかと思います。日本の食は危機的状況になるということを危惧しております。

さて、武雄のキュウリのトレーニングファームでは、全国でもトップクラスの技術を持ったキュウリの神様と呼ばれる方が、ITを活用して研修生に生産技術を伝授しているわけであります。

これまで全く農業と関わりがなかった若者が、トレーニングファームでの研修を終えて、就農から数年で県の大会で最高賞を受賞する技術を習得し、もう農業で生計を立てるようになったりしています。

私の今までの農業像では、通常、十年、二十年かけてたくみの技を磨いて、人から習って、いろんな経験を積んでというふうに考えていたわけですが、私はそのトレーニングファームの修了生たちの活躍を見て、ある部分、一面だけを見ているのかもしれない。ただ、私のこれまで思っていた農業観が変わるほどの衝撃を受けました。こういったことが、新たな佐賀農業という部分を形づくっていくのかもしれないと思いました。

また、今年一月に本県で開催いたしました全国農業担い手サミットの表彰行事においては、農林水産大臣賞を二名受賞しましたが、三十代、四十代の農業法人経営者でございました。

農業においては、言うまでもなく、人が何よりも大切です。佐賀農業

が将来にわたって発展していくためには、農業を支える人材をしっかりと確保していく量の面と、農業に取り組んでいく様々なスキルが上がっていく質の両面を考えて対応していくことが重要だと思っています。

量の面からいえば、既存農家の規模拡大だったり、企業、法人の参入、移住就農、そして最近では外国人人材の活用というものも多くなっています。特に鹿児島県をはじめ、南九州では組織的に外国人材を入れているというふうに聞いております。こういった取組を総合的に進め、佐賀農業を支える人材を幅広く募る必要があります。

質の面についてですが、就農者や既存の農家がドローン、ロボットによる自動作業、AIによる病虫害診断や収量予測など、DXによって様々な面で質の向上を図っていくといったところも必要だと思っています。

昔と違って、米作りも含めた農業というものはDX化によってだいぶさま変わりした状況であることも、子供たちにも知らせたいというふうにも思います。

よく子供たちに田植えの体験というのをさせる、教育上、とてもすばらしいことだと思うんですけど、実際はもつとDX化しているよと一緒に伝えてほしいなど。意外と今の農業は、昔の3Kのときとはまた違った面が多くあります。そういったことも含めて、農業は非常にやりがいのある産業であること。稼ぐ農業を実践できるということも発信していくことが必要だと思っています。

こうした量と質の向上を図っていくことによりまして、稼ぐ農業を実践する担い手が活躍し、その姿を見て、自分も佐賀で農業を継ぎたい、始めたいと思う若者が集うことで、佐賀農業の好循環をつくり出していきたいと考えております。

◎諸岡県民環境部長 登壇Ⅱ私からは、食の支援についてお答えをいたします。

議員からは、農作物の生産者の方々が子供食堂などに無償で提供してもいいよと思われる、そういった食材を無駄なく確実に子供食堂へとつないでいく。そして、支援を必要とされている方々へと届ける。そういった食についてのお尋ねがございました。

佐賀県は、地域の課題に向き合い、世の中をもっとよくしていきたい、そういう志のあるCSOが多く活躍しております。県では、そうした志を持ち、フードバンク活動を行っているCSOや、子供の居場所づくりを支援するCSOなどとともに、令和四年、「佐賀県食でつながるネットワーク協議会」を設立いたしました。そして、この協議会などが使用する食品用倉庫の整備を行うとともに、広く企業や県民に対して食品提供の呼びかけを行ってまいりました。

こうした取組によりまして、寄附をいただく食品の受け入れ量が増加するとともに、こうした食品を活用される子供食堂も増加をしてまいりました。

しかしながら、議員からも御指摘のありました、食材があるところと食材を必要としているところのマッチングはさらに進めていく必要があるというふうに認識しております。このため、食材があるところへのアプローチとして、まずは、農業団体の一つである佐賀県農業法人協会に對しまして、無償での農産物提供の呼びかけを行いましたところ、同団体からは社会貢献につながるとして快く協力をいただきました。

今後は、他の農業団体などにも呼びかけを広げていきたいというふうに考えております。

また、食材を提供してもいいよというお気持ちをいただいても、生産者御自身は、高齢化や多忙のために運ぶことができないといったことや、食の支援に携わる方々の人手不足などの理由により、食材を誰が集めるのか、誰が必要なところに届けるのかという集配送についても課題がございます。

こうした点については、今後、県内のJAや県と連携協定を結んでいる物流関係の事業者、多数のコンビニエンスストアを運営する事業者、こうした農産物を含む物流にノウハウのある事業者の方々の御意見も踏まえながら、食材を無駄なく集め、子供食堂など、必要なところへ食材を届けることができるような仕組みの検討や、必要な支援、取組を行っていきたいというふうに考えております。

物価高騰の続く中、食の支援の輪がさらに広がっていくよう、そして、何より農産物を作ることで、困っている方々の食を支えたい、応援したい、そういう生産者の方々の温かい気持ち、思いを、子供食堂などを通じて、子供だけでなく、大人も含め、支援が必要な方々につないでいくようにしっかりと取組を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ私からは大きく二項目についてお答えいたします。

最初は、大きな一項目め、米価高騰と需要に対応した米の生産についての問いのうち、米の需給に対する認識についてお答えいたします。

国民一人当たりの米の消費量の減少や人口減少に伴い、近年は我が国の米の需要量が毎年十万吨ずつ減少し、それに見合った生産がなされてきたため、需給、価格、共に安定しておりました。

しかしながら、令和五年産米の販売終盤である昨年の六月頃から小売店頭での品不足傾向が見られるなど、需要が供給を大きく上回る状況となっております。

米の需要が伸びた主な要因については、物価が高騰する中、パンや麺類などと比較して米の価格上昇が相対的に緩やかであったこと、インバウンド等による人流が増加したことなどが考えられます。

また、令和六年産米が出回った後も、米の需要は令和五年産並みで推移しており、さらに供給が追いついていないという状況にあったというふうに認識をしております。

こうした状況を受け、国では、本年三月以降、政府備蓄米を放出されることとなり、その量は現時点で約八十一万トンに上っております。

また、令和七年産米は全国で作付面積が前年より増えており、平年並みの収量であれば、昨年より約四十万トンの増産となる見込みでございます。

政府備蓄米放出の約八十一万トンと作付増による増産分約四十万トンを合わせました約百二十万トンは、我が国の米の年間需要量約七百万トンの一七％に相当する量であり、今後は供給過剰にならないかも含めて需給動向をしっかりと注視していく必要があるというふうに認識をさせていただきます。

次に二点目、令和八年産米の生産への対応についてお答えいたします。繰り返しになりますが、米は長期保管が可能なため、生産量が一定量以上になった場合には、米価の下落につながるおそれがあることから、政府備蓄米の放出と令和七年産米の増産分が今後の需給に与える影響をしっかりと注視していく必要があるというふうに考えております。

こうしたことから、国等との関係機関と今後予想される需給の見通し等について意見交換を密に行いながら、農業団体や関係機関、県等で構成する佐賀県農業再生協議会においてしっかりと議論し、県農業再生協議会から県内の各地域の協議会に対し、令和八年産における適切な「生産のめやす」となる作付面積を提示することとしております。

次に大きな二項目め、農業人材の確保についての問いのうち、二点についてお答えいたします。

最初に、農業人材の確保に関する取組についてお答えいたします。

本県農業が持続的に発展していくため、若い世代の意欲ある農業人材をしっかりと確保していくことが大変重要だと認識をしております。

このため県では、園芸作物の振興を目的として、平成二十九年度からトレーニングファーム、令和五年度からミニトレーニングファームの整備に取り組み、今年度、伊万里・有田地区に整備することで、ほぼ県内全域で就農希望者を受け入れる仕組みができることとなります。

今後は、こうした仕組みがあることを就農啓発セミナーや就農イベントで広くPRするなどして、地域内外の就農希望者を呼び込めるよう、さらに広報活動を強化してまいります。

また、今年度、白石地区の農業法人において、米、麦、大豆とタマネギなどの露地野菜を組み合わせた土地利用型作物のトレーニングファームに研修生を受け入れるなど、新たな取組も進めているところでございます。

さらに今後は、本年一月に本県で開催いたしました全国農業担い手サミットを一つの契機として、本県トップクラスの経営を実践する農業法人が所属する佐賀県農業法人協会と若手農業者が交流し、稼ぐ農業を学

ぶ場づくりにも取り組んでまいります。

こうした取組を通じまして、稼ぐ農業を目指す意欲ある農業人材を一人でも多く確保し、その方々の背中を見て、また次の人材が育つような好循環が県内に広がるよう取組を進めてまいります。

次に二点目、農業労働力の確保についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、意欲ある担い手が経営規模を拡大していく場合など、労働力の確保が大きな課題となることから、県では、農業団体や関係団体と連携し、アプリを活用し、学生などの潜在労働力と農業者とのマッチング、コーディネートによる農福連携の取組支援、また、人材派遣会社と連携した外国人材の活用などに取り組んでいるところでございます。

特に、外国人材の活用につきましては、これまでも就労が認められた外国人材を農繁期の一定期間受け入れており、今年度は農繁期が異なる品目間で調整し、外国人材を活用できる仕組みづくりにも取り組むこととしております。

経営規模を拡大し、稼ぐ農業を実現していくためには、労働力確保が必要不可欠であることから、関係機関、企業、農業以外の分野とも連携し、成功事例を一つ一つ積み上げながら、その取組を着実に進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、教員の人材不足についてお答えをいたします。

初めに、小学校の採用予定者数の増加についてお尋ねがございました。県教育委員会では、児童へのきめ細かな指導を充実させるため、チー

ム担任制の導入や教科担任制の拡充などに取り組んでおります。こうした取組を進めていくためには、教員数を確保し、学校現場に教員を安定的に配置していくことが必要でございます。

また、年齢構成上、産休、育休を取得する教員が増えてきており、代替者の確保も必要となっております。こうしたことから、令和八年度公立学校教員採用選考試験においては、令和六年度末の退職予定者数を上回る正規教員の採用を行うことといたしました。

次に、教員を目指す人材を増やす取組についてお答えをいたします。

教員を目指す人材を増やすための取組としましては、大きく三つ、教員採用試験の改革、丁寧なサポート体制、教員の魅力発信に取り組んでおります。

教員採用試験の改革では、多様な人材の確保のため、受験年齢制限の引き上げやU・J・Iターンの対象の特別選考の実施など受験しやすい環境づくり、秋の選考試験や大学三年時のチャレンジ受験といった受験機会の複線化などに取り組んでいます。

丁寧なサポート体制では、教員免許取得後に学校での勤務経験がない方、ブランクのある方などに向けたペーパーティーチャー研修講座を実施して、より多くの方に受講いただけるよう今年度はオンラインでも実施をいたします。

教員の魅力発信では、SNSや動画での情報発信のほか、今年度から新たな取組として大学生教職体験プログラムを実施します。

具体的には、県内外の大学一年生や三年生チャレンジ受験の合格者を対象に、早い時期に学校体験をしておこうというもので、先輩教員や生徒との座談会、生徒の学習活動サポート、参加者同士の交流会などを

通して、佐賀県で教員になりたいと思う学生を増やしていきたいと考えています。

また、神埼高校の普通科に、新たに「こども教育進学コース」を設置することといたしました。「子育てし大県」さが「」や教育県佐賀を掲げる本県で、子供の教育や支援、子育て支援など子供に関わる人材育成につなげていきたいと考えております。

人材確保に当たりましては、いきなり教員採用試験を受けませんかというわけにはいかないので、まず知って、関心を持っていただく、次に教員免許取得に向かっていただく、そして、実際に採用選考試験を受けていただくという一連の流れを意識しながら手を打っていく必要があると考えております。

関心を持って教員を目指していただくためにも、教員の業務負担の軽減や若手教員へのサポート体制の充実など働きやすい環境の整備を進めながら、佐賀県で働くよさや実際の働き方、ロールモデルなども含めて教員の魅力を発信していきたいと考えています。

次に、講師の処遇改善についてでございます。

講師の処遇については、令和二年度以降、給料号給の上限を毎年度引き上げており、処遇改善に努めてきたところでございます。

学校を取り巻く状況が多様化、複雑化する中で、子供たちのためにと講師として勤務していただいている方々は本当にありがたい存在でございます。また、長年培った教員としての子供の向き合い方などを若手の教員に伝授していただいております、子供たちの力を引き出す力がすごいといったお話もよく伺います。今後とも、県内の学校で活躍していただけるよう、勤務条件、職場環境の整備などに努めてまいります。

先生の仕事は、子供たちの学びや成長に日々向き合っていたく重要な仕事です。たくさんのお会いや気づき、喜びのある本当にすばらしい仕事だと思えます。大学や短大を卒業してすぐの方、社会人経験のある方、講師として働いていただける方など、多くの方、多様な方々にぜひ佐賀県の教員になっていただきたいと思っております。

今後とも、学校の運営体制や働く環境の充実に取り組むとともに、佐賀県で教員として働くことの魅力を伝え、未来の佐賀を担う人材確保につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎中本正一君（拍手）登壇Ⅱ皆さんおはようございます。公明党の中本正一でございます。

平成三十年九月に制定されました「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」に基づき、本年二月定例会の一般質問より議会のライブ配信に手話通訳のワイプ映像が入るようになり、また、音声自動文字起こしアプリ「UDトーク」による字幕配信も始まりました。

私のもとにも議会のライブ配信を御覧になられた聴者の方から、身近な道路や河川など地域の課題が議論されている様子をリアルタイムで見ることができ、本当にうれしかった、議会への関心が高まったという声を聞かせていただきました。

県議会の一一般質問は、昨日もそうでありましたが、大変長時間に及ぶこともあり、手話通訳士の負担も大きく、難解な行政用語への対応など事前の準備にも多くの時間をかけて、この本番に臨まれていると伺っています。県内の手話通訳士は依然不足をしており、ライブ配信を御覧になられた方が手話に関心を持つきっかけとなり、将来の手話通訳士の育

成にもつながるよう期待をいたしまして、早速質問に入らせていただきます。

まず大きな項目の一つ目として、戦後八十年の節目を踏まえた平和への思いについて質問をいたします。

本年、戦後八十年という節目を迎え、今日の平和の礎を築いていたいた先人たちの御努力に深く感謝するとともに、悲惨な戦争を二度と繰り返さないとの平和への誓いを新たにしていかなければなりません。戦争体験者や被爆された方々が高齢化し、その貴重な証言を直接お伺いできる機会も次第に失われつつあります。戦後生まれが総人口の九割に迫り、悲惨な戦争を二度と繰り返さないため、その記憶を風化させることなく、未来へつないでいくことが一層重要になってまいります。

戦後八十年の節目に当たり、各地で戦没者を慰霊し、不戦の誓いを新たにする行事等が数多く計画されており、本県においても十月に戦後八十年の佐賀県戦没者追悼式が予定をされています。しかし、一過性のイベントにとどめることなく、戦争を知らない世代がさらに次の世代に語り継いでいくための取組も求められます。

こうした中、偶然にも本県では来月九日に仮称佐賀駐屯地が開設し、オスプレイの移駐が始まります。また、台湾有事に備えた国民保護に関わる準備も進められています。

山口知事は、佐賀空港の自衛隊使用要請を受け入れるに当たって、国際社会の不確実性が高まる中、戦争のない平和な社会をしっかりと次の世代につないでいくことが大切です。そして、平和な社会を守り、国民、県民の生命と財産を守るためにも国防は重要であり、国防の負担は、国民全体で分担し、分かち合わなければならないと考えていますと述べられ

ています。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての歩みを進め、世界の平和と繁栄に力を尽くしてきました。私たち公明党も一九六四年の結党以来、平和の党として人間の安全保障に基づく平和外交に取り組んでまいりました。そして、今年が戦後八十年とともに被爆八十年、国連創設八十年の節目でもあることや、国際社会が地政学的対立や戦争、核の脅威、気候変動、人知を超える新興技術であるAIの台頭といった複合的な危機に直面していることなどの現実を踏まえ、本年五月九日に平和創出ビジョンを発表したところであります。

この平和創出ビジョンは、人間の安全保障を基軸に、「北東アジア安全保障対話・協力機構」の創設をその要として、核廃絶やAIとともに重点課題として掲げており、二〇二五年から二〇三五年までの十年間を射程として、日本が平和のために力を発揮し、平和の心を確実に継承する貴重な機会となるとしています。

特に「北東アジア安全保障対話・協力機構」の創設は、対立する当事国が集う常設の対話の枠組みとして、信頼醸成を通じて、軍拡競争への危険な回帰を防ぐものであり、平和創出ビジョンを提示することで、日本から対立を超えた協調へと導く平和の潮流をつくり出すとの決意を示されています。

本ビジョンは、外交関係者や若者団体、NGO、アカデミアなど、多様な人々との対話を通じて取りまとめられたものであり、広島、長崎、沖縄など、公明党の都道府県本部とも連携し、地方自治体の平和への取組や公明党の政策立案アンケート「We connect」に寄せられた声も反映したものとなっています。

そこで、こうしたことなども踏まえて、知事に改めて戦後八十年という節目における平和への想いと未来につないでいく取組についてお伺いいたします。

次に大きな項目の二つ目として、防災・減災、国土強靱化のさらなる推進について質問をいたします。

本年一月十七日、日本の防災対策を根本から見直す転換点となった阪神・淡路大震災から三十年目という節目を迎えました。震災を契機として災害対策基本法の改正をはじめ、建築基準法の見直し、地域防災計画の抜本的な改革など、制度面での変革が次々と行われ、「想定外」という言葉で片づけられていた災害リスクに対し、より具体的に実践的な対策が求められるようになりました。

また、慈善活動の域にとどまっていたボランティア活動が、社会的な意義を持つ重要な活動として認識されるようになり、多くの市民が被災地支援に駆けつけるようになりました。

防災教育の重要性が改めて認識され、学校での防災教育の充実、地域単位での助け合い、防災訓練の実施、そして、市民一人一人の防災意識の向上など、これらは阪神・淡路大震災の最も重要な教訓の一つと言われていると思います。

さらに、生活再建支援の充実が被災者支援につながるなど前向きな評価がある一方で、その後の熊本地震や能登半島地震で明らかになったように、避難所環境による災害関連死の増加や耐震改修の遅れなど、命に関わる課題も多く積み残されたままの状態となっています。

こうした中、災害大国から防災立国への転換を掲げる石破茂首相は、大規模災害対策の司令塔として防災庁の創設を目指されており、地方拠

点の設置についても前向きな考えが示されています。

今月六日、防災立国推進閣僚会議で示された防災庁の設置に向けた基本的な方向性では、人命・人権を最優先とする防災立国の実現が急務として、首相に直属する大臣を置くほか、他省庁に勧告できる権限を持たせ、十分な専門人材と予算を有する組織を目指すとされており、現行の内閣府（防災部局）から大幅に拡充させる方針が示されています。

そこでまず、防災庁地方拠点の設置に向けた政策提案についてお伺いいたします。

防災対策には、事前の防災から発災後の応急対応、復興の三段階があり、各省庁や自治体、民間など、様々な主体が役割を分担しており、防災庁にはその全体を俯瞰して対応力を押し上げていく、いわば司令塔的な役割が求められるものと考えますが、二〇二六年度の創設を目指す防災庁に対し、知事はどのようなことを期待しているのかお伺いいたします。

また、防災庁の設置に関して、仙台市や熊本県、石川県などが表明しており、さらに誘致を検討している自治体が複数あるとも伺っていますが、本県が防災庁地方拠点の設置を提案した理由と実現に向けた知事の思いについてお伺いいたします。

次に、災害に強い県土づくりについてお伺いいたします。

阪神・淡路大震災以降、東日本大震災や能登半島地震など、地震、津波災害に加え、気候変動に伴う台風や豪雨災害等による風水害も全国で激甚化、頻発化しています。本県においては平成三十年から四年連続で大雨特別警報が発令され、令和五年には線状降水帯による土砂災害に見舞われるなど、記録的な大雨や台風等により、大規模な内水氾濫、土砂

災害、施設被害が毎年のように発生をしています。

国においては、平成二十五年十二月に施行された国土強靱化基本法に基づき、翌二十六年六月に国土強靱化基本計画を策定し、大規模災害に備えた国づくりを進めてきました。平成三十年度からは、「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策」、そして、令和三年度から令和七年度まで十五兆円程度の事業規模で、「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」が実施をされてきました。

本県においても重点的かつ集中的な対策に取り組まれており、特に「プロジェクトＦ」や六角川水系の流域治水プロジェクトなど、豪雨災害等の備えに取り組みられてきたものと承知をいたしています。

そして、去る六月六日、令和八年度から十二年度までの五年間を計画期間とし、事業規模おおむね二十兆円強程度とする第一次国土強靱化実施中期計画が閣議決定されたところであります。国土強靱化に向けた初の法定計画であり、予算措置の裏づけとなることから、令和七年度までの五か年加速化対策とこのたびの新たな実施中期計画が切れ目なく推進することが可能となったところであり、激甚化、頻発化する気象災害や切迫する南海トラフ地震等を踏まえると、こうした国の財政的支援の継続、強化は大変心強く感じるところであります。

災害に強い県土づくりを進めるためには、このような予算も最大限活用し、引き続き河川や砂防、道路などの整備が重要と考えます。

そこで、本県における河川、砂防や道路などの防災・減災、国土強靱化に向けたこれまでの取組と、第一次国土強靱化実施中期計画を踏まえたさらなる災害に強い県土づくりに向けてどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

次に大きな項目の三つ目として、児童福祉施設職員の安全確保について質問をいたします。

去る五月三十一日、土曜日の夕方、佐賀市内の児童福祉施設で一時保護されている子供への面会を強く求める母親により、施設職員が包丁で切りつけられ、死亡するという大変痛ましい事件が発生しました。

報道によると、この母親は、事件を起こす以前にも児童相談所でトラブルを起こしており、一時保護の委託先であるこの施設には、県からこうしたトラブルに関する情報が提供されていなかったとのことであります。

しかし一方で、県としては、児童相談所から母親単独での面会不可との条件を伝達していることや、あらかじめ施設内に無理やり入ろうとしたり、強く面会を要求してくる場合には、警察への要請対応について伝えていたと報じられていますが、それにもかかわらず施設職員が命を落とすという大変残念な結果が生じたことを県として重く受け止めるべきではないかと考えます。

この施設では、困難な家庭事情を抱えた措置児童が生活をしており、今回の事件が、児童に与えた影響の大きさはもちろん、子供たちに丁寧に寄り添い、養育に心血を注いできた職員の皆様や、その御家族が受けた心理的ショックの大きさは計り知れないものがあると考えます。

今回の母親の行動については、予見し得なかった面はあるかもしれませんが、このような保護者への対応は、里親やファミリーホームなど、家庭的養護という形で児童を養育する方々にとっても大変大きな衝撃を与えており、中には複数の防犯カメラを設置するなどの対応を取り急ぎ取られたところもあると伺っており、物心両面にわたる負担は大変重く

なっているものと考えます。

そこで、次の三点についてお伺いいたします。

まず、事件に対する知事の受け止めについてであります。

山口知事は、これまで「子育てし大県『さが』」と銘打ち、様々な施策を展開され、子育てに悩みを抱える家庭のサポートについても真摯に取り組まれてきたものと承知をいたしています。

また、今回の事件を受け、新聞報道では記者の取材に対し、本当に痛ましい事案、現場がしっかり機能するよう点検し、検証していくと述べられたとも伺っています。

そこで、この事件に対する知事の受け止めについて、改めてお伺いいたします。また、事件の検証をどのように進めていく考えかお示しください。

次に、児童相談所と児童福祉施設との連携についてお伺いいたします。六月六日、「こども家庭庁」は、今回の事件を受け、一時保護中の子供と親が面会するときには、突発的事態に備えて、必ず児童相談所の職員が同席するよう全国の自治体に通知を出したと伺っています。

措置児童の身の安全を図るとともに、職員の安全確保のため、これまでも極端な行動に出る可能性がある親への対処については、児童相談所と児童福祉施設が連携して対応するなどの対応マニュアルなどが整備されていたのではないかと考えますが、どのような取り決めの下で対応に当たられてきたのか、男女参画・こども局長にお伺いいたします。

また、今回の事件は土曜日の夕方から夜にかけて発生した事件でありましたが、休日や夜間にトラブルが生じた場合の児童相談所と県内児童福祉施設との連絡体制については、休日、夜間対応業務の受託先が受け

ることになっていると伺っています。しかしながら、今回事件が発生した児童福祉施設自体が休日、夜間の連絡先としての業務を県から委託された施設であったとも伺っており、トラブルが発生した場合の児童相談所への連絡体制の在り方については、例えば、複数のルートを設けるなど、改善の余地があるのではないかと考えます。

施設自体においても、措置に不満を持つ親への対応等について、防犯訓練等を含めた職員研修を行ってこれたと承知していますが、今回の事件を受けて、県として職員の安全確保にどのように取り組んでいく考えか、あわせて男女参画・こども局長にお伺いいたします。

最後に大きな項目の四つ目として、県有施設等における照明灯のLED化について質問をいたします。

二〇一八年六月定例会の一般質問において、私は水俣条約の発効を踏まえた水銀灯のLED化について質問を行い、県有施設における水銀灯のLED化に向けた取組を進めるよう求めたところであります。

これを受け、県では二〇一九年四月に改定された「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」において、県有施設の新築、改修、更新に際して、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入や施設の省エネルギー化など、県有施設の低炭素化を図ることに加えて、新たに道路照明灯を含む屋外照明、信号灯器について、新設、更新に際してLED化を進め、低炭素化を図ることが示されました。これにより、消費電力の削減効果が高く、地球温暖化対策に大きく貢献するものとして県有施設全般にわたる照明灯のLED化が計画的に推進をされることになりました。

一方、照明灯をLED化するためには、ランプの交換だけでなく、照

明器具全体の交換が必要となり、また屋外照明の道路や学校体育館の照明灯などは高所作業となることからさらに費用がかさむなど、初期投資費用が高額になることが課題となってきました。

国の地球温暖化対策計画に関わる新たな政府実行計画では、「既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を二〇三〇年までに一〇〇%とする。」ことが示されており、県においても、その方向性を念頭に、施設の新設や更新時に照明灯のLED化が進められるものと考えます。

そこで、次の二点について伺いいたします。

まず、LED化の進捗状況について伺いいたします。

水銀灯のLED化を進めていくために、二〇一八年に実施された照明灯の状況調査では、県有施設全体の照明灯数一万三千八百五十一灯のうち、LED照明灯は二千九百三十四灯で全体の二一・二%にとどまり、高圧水銀灯やナトリウム灯などLED以外の照明灯は一万九百十七灯で、全体の七八・八%とのことでありました。

主な施設別では、知事部局の県有施設、例えば、現地機関や博物館・美術館等の照明灯のLED化は四五・二%だったのに対し、道路や県立学校、都市公園、ダム、スポーツ施設等においては、二〇%を切る状況となっていました。

そこで、現在の照明灯のLED化の進捗状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、蛍光灯の二〇二七年問題への対応について伺いいたします。

二〇二三年十一月に開催された「水銀に関する水俣条約第五回締約国会議（COP5）」において、水銀添加製品である一般照明用の蛍光灯

について、その種類に応じて二〇二六年末、または二〇二七年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定をされています。

廃止対象となる蛍光灯は、期限以降の製造及び輸出入が廃止されるものの、廃止期限後においても、在庫品の流通、販売や既存製品の継続使用は可能とされています。しかし、いずれにしても、家庭で当たり前のように使われてきた蛍光灯が将来的に入手できなくなり、LEDに置き換わることになります。

これを受け、蛍光灯は販売数量が減って品薄状態となり、また蛍光灯一本当たりの製造コストに加え、海外での人件費や物流コストの上昇なども重なり、各メーカーとも八〇%から一三〇%、軒並み値上がりをしています。一方、LED照明器具も、樹脂や鋼材など、原材料価格の高騰でさらなる値上げが懸念をされており、蛍光灯の段階的な廃止に関わるこうした事態を、いわゆる蛍光灯の二〇二七年問題とされています。さらに、民間発注だけでも不足ぎみのLED照明器具を確保するため複数の公共施設のLED化を一括して発注する自治体が増えていることから、今後さらにLED照明器具の品不足に拍車がかかるのではないかと懸念をされています。

私は、県有施設等における照明灯のLED化をより一層加速化させるべきではないかと考えますが、蛍光灯の二〇二七年問題を受けた県有施設等における県の対応について、県民環境部長にお伺いいたします。

それぞれ明快かつ前向きな答弁をお願いし、一回目の質問を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇 中本正一議員の御質問にお答えします。

まず、戦後八十年目を迎えました平和への思いについてお答えします。

中本議員のお話をお聞きし、平和への思いや平和について多面的にお考えになられていることなど、平和に向けて大変意義深いものと受け止めさせていただきました。

今日、日本に暮らす我々は豊かで平和な暮らしができておりまして、さきの大戦で亡くなられた方々の貴い犠牲があったということを決して忘れてはなりません。私自身、佐賀県民の代表として、そうした思いで様々な機会を通じて、佐賀県出身の戦没者が祭られている場所、特に佐賀県民がなかなか訪れにくい場所に赴きまして、戦没者を弔い、悲惨な戦争を二度と繰り返さないようにと平和への誓いを心に刻んでおります。

例えば、令和四年八月には、沖縄県で開催されました九州地域戦略会議の夏季セミナーの際に、時間をとりまして、沖縄戦の縮図と言われている伊江島を訪問しました。伊江島には佐賀県出身者を含む全国各地から戦地に赴き、犠牲となった方々が祭られております「芳魂之塔」という場所がありまして、知事として花を手向けてまいりました。

昨年四月には、妻と二人で山口県周南市の天津島にありますが人間魚雷「回天」の基地のあった場所を訪れました。佐賀県出身者四名の碑がありまして、一名ずつお参りをさせていただきました。搭乗員が二名、整備員が一名、軍医一名で、鹿島、白石、唐津、佐賀市の方々でございました。

私が恐れていることは、人が平和に慣れ、平和を当たり前と思うことで大切なものを忘れていき、またよからぬ方向にいくのではないかという危惧であります。さきの大戦で日本国民が悲観の底に落ち、悲惨な思いをしたこと。世界各地では今なおつらい思いをされている方がおられることを国民の間で強く共有していくことがとても大切です。戦後生

まれの方が国民の約九割に迫る中、戦争でつらい思いをされた方々の生の声に触れることは大変意義があるものと考えています。

今年十月予定されております県戦没者追悼式は、未来を担う高校生に平和へのメッセージの発信、式典のアナウンスなど、様々な形で参加してもらう予定であります。そして、戦没者の妻、遺児の方々の思いを次の世代へとつないでいくことを大切にする意義深い戦没者追悼式としての考えています。佐賀県遺族会とも連携して、平和の語り部事業を推進するなど、日頃からの取組も大切にしていまいります。

平和は何よりも大切なものです。佐賀県遺族会、県、市町、そしてそれぞれの議会など、関係者が連携して取組を進めてまいりたいと考えています。

続きまして、防災庁地方拠点の設置に向けた政策提案についてお尋ねがございました。

私が防災庁というものに対して最も期待するのは、救える命を救うということなのであります。もちろん平時における事前防災の推進ですとか、復旧復興の問題も大事ではありますが、私はやはり一番大事なのは初動で、発災後七十二時間に注力することだと思っています。亡くなった方は声を上げられません。人の命にしっかりと向き合うことが何よりも大切です。

防災庁には、救える命を救うことを最優先に、迅速な初動と事態の推移に的確に対応するオペレーションを重視していただき、その職員の熟度を上げて、日本の防災の司令塔としてしっかりと機能してもらいたいと考えています。

ちなみに、防災庁設置を進めておられます石破総理とは、以前から危

機管理について意見交換を行っています。例えば、私は知事就任前に内閣官房におったことがあるわけですが、私と当時の石破代議士の二人が鳥取県に講師として招かれて、危機管理に関する講演を行ったことがあります。そのほか、消防庁時代には防災、国民保護の組織論について相談させていただくなど、以前から意見交換を行っている関係もございいます。

私も、佐賀県知事に就任してから、佐賀豪雨、豚熱、新型コロナ、鳥インフルなど、様々な危機事象がありましたけれども、その都度、オペレーション重視、初動重視、現場重視で対応してまいりました。

そして、佐賀県はCSO誘致に力を入れておりまして、全国から集まった災害支援CSOとの連携も強みの一つであります。シビックフォースやピースウィンズ・ジャパン、「難民を助ける会」、日本レスキュー協会などがございます。これについては政策提案時に瀬戸副大臣からも、あちらのほうからこれは評価しているということでお話もいただきました。

さらに、佐賀県においては、災害時には警察、消防、自衛隊、海保などの実動機関だけではなくて、CSOや日本赤十字社なども最初から災害対策本部会議に参加していただいております。それぞれが随時変化する最新の情報を共有することで、各機関が連携し、人命救助や被災者支援を迅速に行うことが可能となっていると思っています。

また、平時から、私と実動機関のトップは定期的に意見交換会を開催して、お互い顔の見える関係をつくっております。こうしたこともオペレーションを実行する際のスムーズな連携にもつながっております。こうした佐賀県の危機管理対応の強みがありますし、熟度も上がって

おりますので、こういう佐賀県と国がパートナーとなることで、お互いが意見交換しながらウイン・ウインの関係になるのだという思いで政策提案をさせていただきました。

また、佐賀県は、熊本地震のときも支援をする県でありましたけれども、南海トラフ地震でも津波想定ゼロと、やはり支援県として想定され、期待されているところでもあります。防災庁そのものを誘致するしないにかかわらず、様々な形で国と佐賀県が共に危機管理対応力を高め合いながら成熟化できたらよいと考えております。

続きまして、児童福祉施設職員の安全確保について、事件についての私の受け止めについてお答えします。

大変痛ましい事案でございます。乳児院というところは優しさの塊のようなところと認識しています。そこで、日々子供や家族のために尽くされていた職員の方が命を落とされたことは本当に痛ましいと思いますし、社会としてあつてはいけないと思います。こういうことがない社会でありたいと心から思います。

児童福祉の現場で職員が向き合う家族は、それぞれ様々な事情を抱えております。同じケースは一つとしてありません。それに現場は向き合っております。一般的に子供の命を守るため、親子間で虐待の事案があれば、親と子を一時的に引き離すことになるわけです。職員は、いずれはその親と子が一緒に生活してもらいたいという気持ちを抱きながら、現場でその親と子の間に入ってそれぞれに対応することになるわけです。こうした児童福祉の現場における対応の難しさには様々な面があります。一つに、親子の気持ちの問題であります。親は引き離された子供に思いを募らせていきます。そして、虐待などの問題を抱えた親子のそれ

ぞれの気持ちが複雑に絡み合っています。たたかれたら嫌だ、でも一緒にいたい。複雑な感情です。

そして、現場対応の問題があります。親子とは他人である職員が第三者として間に入ることあります。家族を支援しつつ、子供と引き離すという支援と介入のバランスが大変難しいございます。そして、画一的なやり方では対応できません。そうしたことがありまして、現場の職員は様々な葛藤の中で家族に介入することになっています。

るお話しさせていただきましたが、児童福祉の現場のオペレーションはとても難しく、状況に応じた判断が必要となるわけです。いわば正解がない中で、少しでもいい方向に行くためにどうすればいいかということを常に幅広く検証しなければいけないと思います。今回のような悲劇が二度と起こらないよう考えていくことが大切と考えております。

◎諸岡県民環境部長 登壇Ⅱ私からは、県有施設等における照明灯のLED化についてお答え申し上げます。

県では、平成二十九年の水俣条約の発効により水銀灯の製造などが禁止されることを踏まえ、計画的に水銀灯のLED化を進めてまいりました。

水銀灯については、道路や公園、庁舎等の駐車場などの屋外のほか、体育館やホールなど高い天井のある施設で多く使用されていることから、平成三十年度以降、これらの施設を対象に水銀灯を含む照明灯のLED化の状況調査を行ってまいりました。

その結果、LED照明の割合は、先ほど議員からも御紹介がありましたけれども、平成三十年度については二一・二%であったところが、令和四年度には四七・九%まで着実にLED化が進んできたところでござ

います。

一方で、蛍光灯についても、その製造や輸出入が二〇二七年までに段階的に禁止されることが一昨年新たに決定されましたことから、それまでの水銀灯に加え、新たに蛍光灯を調査対象にして、まずは知事部局を対象にした調査を行いました。その結果、今後LED化が必要な照明台数二万六千台、このうち県有施設全体の長寿命化計画、いわゆるFM計画でございしますが、こういったもので二〇三〇年度までにLED化が既に予定されている照明台数は約七千二百台程度でございました。残りの約一万九千台については、既存の改修計画等の見直しなどによりLED化をさらに進めていく必要があると認識をしております。

こうした中、議員のほうから、蛍光灯の二〇二七年問題もあるという御指摘がございました。

県有施設等におけるLED化の取組については、脱炭素社会の実現に向けて積極的に進めていくべきものと考えておりますが、施設の規模などによっては事業費が増大することから、FM計画などにより、事業費の平準化にも留意しながら取り組んでいるところでございます。

県庁舎の旧館については、平成二十七年度から平成二十八年度の耐震改修工事の際に併せてLED化を実施しております。また、平成六年度には新館のLED化の工事を完了し、これで県庁舎の旧館、新館全て完了したということになっております。

一方、先ほど申し上げましたとおり、既存の改修計画等の前倒しも含め、LED化の工事をさらに進めなければなりません。

そうした中、今後、全国的にLED化の工事が集中することなどにより、計画どおりに整備ができなかったり、価格が上昇するなどのリスク

も懸念されます。また、LED化の工事に当たっては、器具自体を取り替える必要があることや高所での作業が必要となり、工事費がかさむ場合もございます。こうしたことから、必要な財源確保のため、県では、LED化をはじめ、脱炭素の取組に対する支援の充実、令和七年度までとされている脱炭素化推進事業債の延長、これを含めました地方財政措置の拡充などについて、国に対して今年度政策提案を行っております。

LED化のさらなる加速化が必要であることを県の全ての部局だけでなく、教育委員会や警察本部とも改めて共有するとともに、国の支援策の活用などあらゆる方策を検討しながら、照明器具の改修、LED化に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎永松県土整備部長 登壇Ⅱ 私からは、災害に強い県土づくりというところで、これまでの取組と今後の取組について答弁させていただきます。

気候変動の影響によりまして、激甚化、頻発化する自然災害、インフラの老朽化に伴う被災リスクから県民の生命、財産を守り、被害を最小限とするため、災害に強い強靱な県土づくりはとても大事であると考えております。着実に取り組むべきことだと認識しているところでございます。

これまでも、広大な低平地があり、内水が発生しやすい県土の特性を踏まえ策定されました佐賀県国土強靱化地域計画に基づきまして、五か年加速化対策予算なども活用しながら、総合的、計画的な防災対策の推進に取り組んできたところでございます。

ハード対策としましては、河川改修、砂防ダム、排水機場の整備、道路防災対策などを着実に進め、被害軽減に努めてまいりました。

ソフト対策としても、県民の早めの避難行動につながるような土砂災害警戒区域の指定ですとか、ハザードマップの作成、道路監視カメラによる浸水情報の提供などを実施してきたところでございます。

また、令和元年、三年と大規模な内水被害を受けまして、「プロジェクトIF」を立ち上げ、河川のしゅんせつ、排水機場の新設、耐水化、排水ポンプ車の配備など、できることから対策を進めてきております。六角川の上流域では、九州初となります流域水害対策計画を国、県、武雄市、嬉野市の四者で連携して令和七年三月に策定をしております。今後二十年間の対策の内容を決めたところでございます。

本年六月六日に閣議決定されました第一次国土強靱化実施中期計画におきましては、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要があるとされているところでございます。

県では、災害は必ず起こるということを前提としまして、強靱な県土づくりの取組をさらに進める必要があると認識をしております。

具体的には、河川改修ですとか砂防ダムの整備、命をつなぐ道としての幹線道路網の整備、道路橋やダム、排水機場などの計画的な修繕、更新の取組を進めてまいります。

また、「プロジェクトIF」の取組についても、その時点時点で改善強化を図りながら継続して取り組んでまいります。八潮市の下水道の陥没事故の教訓というのもありますので、市町のインフラの老朽化対策への技術的助言や支援なども行っております。

県といたしましては、今後とも様々な予算も活用しながら、河川や砂防、道路などのハード対策と県民の早めの避難行動につながりますソフト対策の両面から着実に事前防災対策を進めてまいります。

また、整備されましたインフラの適切な維持管理に努めるなど、国や市町とも連携しながら、県民が安全・安心に暮らせる強靱な県土の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

これらの取組を実施するために必要な予算の確保についても、政策提案などを通じて引き続き国に強く働きかけてまいります。

私からは以上でございます。

◎宮原男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、中本議員の児童福祉施設職員の安全確保に関する御質問のうち二点お答えをいたします。

一点目は、児童相談所と児童福祉施設との連携についてです。

児童相談所が関わるケースは、家庭環境やその背景も複雑で、一つとして同じものはありません。

例えば、貧困、健康問題、DV、依存症、こういった問題が複雑に、そして、時として複数絡んでいることも少なくありません。

また、親子の関係で申しますと、例えば、子供に愛情を持ちながらも衝動的な行動に走りがちな子供に對しまして、つい手を上げてしまうといった親もいます。また、親自身が虐待を受けたという経験から子供とうまく接することができない、こういった親もいます。

様々なケースがあり、現場では画一的な対応は難しいものがございします。

このため、現場におきましては、保護者に対して、子供や施設の職員の安全面を第一に、様々な事情を抱えるそれぞれの家庭の状況に応じた個別な対応を行っているところでございます。

専門的知見を持つ児童相談所と、現場の児童福祉施設がお互いに連携をしながら、子供の保護と家庭の支援という非常に難しいオペレーション

ンを実施している状況でございます。

二点目は、今後の安全確保の取組についてです。

児童福祉施設におかれましては、防犯対策といった事項を中心としたしまして、安全計画を作成いただいております。定期的に訓練によって確認することで、子供や施設職員の安全の確保、その向上に取り組まれているところでございます。

県でも、それぞれの施設を定期的に訪問いたしまして、状況を確認しながら助言、指導を行っております。

先ほど御答弁申し上げましたが、現場のオペレーションというものは、それぞれの状況に応じた個別の対応を行っております。非常に画一的な対応が難しいものがございます。休日、夜間の連絡体制も含めまして、それぞれの施設、現場に合った安全対策を児童相談所と施設と一緒に考えていくことが大変大切だと思っております。

県では、今回の事件を受けて、まず、各施設に對しまして、それぞれの施設や現場の実態を踏まえたリスクの洗い出し、リスクを踏まえた安全対策づくり、関係者への周知徹底などについて改めてお願いをいたしました。

引き続き、常に検証を重ねながら、少しでもよい形がないか、施設の方々の声を聞きながら取り組んでまいります。

◎議長（宮原真一君） 暫時休憩いたします。

午前十一時四十七分 休憩

○ 開 議

◎副議長（八谷克幸君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

◎下田 寛君（拍手）登壇Ⅱ県民ネットワークの下田寛でございます。

今回は三問質問させていただきます。

まずは、今回も質問に当たって多くの方々から様々な御相談等もいただきました。全ての皆様に感謝をささげて早速質問に入らせていただきます。

まずは、県立大学に関してです。

今、佐賀県がつくろうとしている県立大学、それは単なる知識の集積場ではありません。それは未来を動かす人を育てる場であればなりません。これからの時代、答えが一つではない、複雑な課題が私たちの前に次々と立ちはだかつていきます。その中で求められるのは、問いを立て、自ら動き、他者と共闘して社会に変化を起こせる人材です。

県立大学基本構想の中では、育成する人材として、「鳥瞰的な視点を持ち、自ら考え、実践できる人材」とされ、社会実装力、技術力、ビジネス力の三つの力を備えた人材を育成したいと掲げられております。

このことを私なりにひもとくと、大切にすべき点として、見えにくいけど確かに存在している力を育てることだと考えます。例えば、人と人の間に流れる空気を読み取る力、場の雰囲気を整え全体の流れをつくる力、こうした力を基本構想で掲げられた三つの力を踏まえて発揮するところこそが、これからの社会を動かしていく上で不可欠であると考えております。

そして、それらは教室の中だけでは決して育たないということは言う

までもありません。失敗や対話を通じて自らの手でプロジェクトを動かす、そうした経験の中でこそ初めて育まれる力です。

県立大学には、まちづくり、商品開発、文化の発信、地域や企業との共創など、あらゆる領域を横断しながら地域の中で様々なモノやコトと連携した実践型の学びを取り入れていくこと、それがいずれ日本一プロジェクトを生み出す素地になると考えております。

この県立大学のポリシーで掲げている「日本一プロジェクトが生まれる大学」ということは、単なる地域課題の解決にとどまらない、大学で生まれた挑戦が企業や地域経済と結びつき、そこに共鳴する有志や支援者が集まりながら新たな経済循環を生み出していく、そんな持続可能な仕組みを視野に入れていると私は考えたいです。

そして、過去の「肥前さが幕末維新博覧会」のキャッチコピーには、「その時、佐賀は世界を見ていた。そして今、佐賀は未来を見ている。」とありました。幕末維新博からつながる思いはこの県立大学構想に受け継がれていくべきものです。かつて鍋島藩は、精密技術、幕末の海外派遣、明治期の人材育成など、佐賀は地方でありながら常に世界とつながり、未来を見てきました。その精神は今も脈々と私たちの中に息づいています。

県立大学は、そうした佐賀の歴史と誇りを「佐賀学」として体系化し、自らの足元を深く理解した上で、誇るべき佐賀に住み続けたいという意識を育みつつ、世界に向けて発信する力を育む場でもあるべきです。つまり、過去を大切にし、未来を構想し、今を動かす力を養う教育こそが今の時代に求められ、県立大学が大切にしなければならない思いであると確信をしています。

SAGAアリーナが完成したとき、私たちは確かに県民の意識が変わっていく瞬間を目撃しました。それまで議会でもとんでもなくもめましたが、佐賀には無理だ、どうせ地方だから、こんな田舎にこんなものは必要ないといった空気が、佐賀にもできる、もっと挑戦していいんだ、SAGAアリーナに行くのが楽しいという前向きなムードへと変わっていったわけです。私は、県立大学もまたそれと同じように、人々の価値観や行動様式そのものを塗り替える力を持つと強く信じています。

振り返ればトップランナー、なぜこの時代に巨額を投じる大学が必要なのか、当然これからも議論は続くでしょう。もちろんその議論は、課題山積の今をあずかる私たちが、賛成だろうが、反対だろうが、慎重だろうが、やらなければならない大きな議論です。だからこそ、この県立大学の描く未来について知事の思い描く未来をより解像度高くお伝えいたदैて広く共有することが重要であると考えています。

そこで、これらのことを踏まえて三点、現状で私の思うところを続いでお伝えをさせていただきます。

まず、地域経済との接続と企業との連携についてです。

「日本一プロジェクトが生まれる大学」を掲げています。さきの三月に高校生による探究プレゼン大会が開催され、興味深いプレゼンが数多く発表されたと聞いています。しかし、先ほど申し上げたとおり、県立大学では地域の課題解決を行うことはもちろんですが、さらに経済循環を創出することを求めたいし、そうあってほしいと願っています。つまり、日本一プロジェクトが生まれるイコール日本一経済循環が起こっている大学が描く将来像であるべきと考えます。

そして、将来的にはこのことを実現するためには地域経済との接続が

不可欠です。とりわけ商工会等に属さない中小事業者を含め、多様な地域企業との関係性をどう築くのか。その上で大学や行政だけではなく、企業側も人材育成に主体的に関わっていただくことも大変重要な視点です。この仕組みをどう設計するのか、ここに大学と地域が本気で共に挑戦していくための土台が問われていると考えています。

次に、挑戦を支える制度と仕組みづくりについてです。

今、私が県立大学に期待するのは、単なる学びの場ではなくて、挑戦の場としての大学です。知識を得るだけではなくて、自らの問いを立て、行動に移し、社会に変化をもたらす、そうしたプロセスを実際に経験できる大学でなければなりません。

そのためには、制度と仕組みが不可欠です。例えば、学生が地域の課題解決に取り組むプロジェクト型学習や長期インターンシップ、さらには企業支援、資金的サポート、実践的なメンタリングなど、挑戦を促し、それを持続可能にする環境をあらかじめ大学の機構として組み込む必要があります。

学生が自ら動き、失敗し、そこから学び、成長する。このサイクルを地域と連携しながら回していくことで、学生たちは実践値を得るだけではなくて、地域社会との信頼関係も育みます。それは単なる学生支援にとどまらず、地域そのものを活性化させる力にもなります。

また、挑戦の芽は誰の中にも存在します。しかし、その芽を伸ばせるかどうかは制度や環境の有無によって大きく左右されます。だからこそ、挑戦を前提とする教育環境を制度の中でどう実装していくのか、これこそが佐賀の未来を形づくる上で最も重要な論点の一つだと考えています。最後に、世界とつながる人材を佐賀から育成することについてです。

佐賀はかつて世界を見ていた。鍋島藩による精密機械技術、幕末の海外留学生、そして、明治の文明開化期における人材輩出。地方にあつて常に世界と接続してきた歴史が確かにこの地にはあります。今こそそのDNAを次世代へとつなぐときです。

これからの時代、世界との距離はますます近づきます。リモートでの共闘、AI翻訳による言語の壁の通滅、多文化共生が進む社会、そのような中で世界とつながれる人材を育てることは地方にとつても必然です。県立大学には、海外の大学との連携、語学だけでなく異文化理解を深めるカリキュラム、そして、グローバルなテーマに取り組むプロジェクトや国際インターシップなど、多様な選択肢を用意する必要もあります。

さらに重要なのは、自分が地方にいても世界とつながれるんだという確信を学生たちの中に育てることです。地方出身者であることに引け目を感じるのはなく、むしろ地方だからこそ持てる視点や小さな現場からの提案が世界に通用する、このことを実体験を通して学べるようにする。そうした人材が育ったとき、彼らは世界に出ていくだけでなく、世界と佐賀を結ぶ架け橋となり、新たな価値とネットワークを地域に還元してくれる存在になるはずです。

以上を踏まえて、知事に質問をいたします。

この大学構想は、施設の整備でも学部設計でもありません。それは佐賀の生き方を問い直すプロジェクトです。さらには、知事の言葉をお借りすれば、佐賀県が国や世界に向けて発信する壮大な自発の地域づくりです。失敗を恐れず、挑戦を楽しみ、ゼロから価値をつくり出していく、そんな風土をこの大学は育てることができるのか。学生だけでなく、地

域の企業や行政、大人たちの価値観をも動かし、佐賀の空気そのものを変えていくような、そんな大学となり得るのか。SAGAアリーナが誕生したとき、佐賀にもできるという空気が確かに生まれました。この大学も将来の佐賀を変えていく起点であらねばなりません。この挑戦はゼロから一をつくる、極めて先進的な取組です。前例がほばない上に、不安や批判の声が出てくることはむしろ当然のことです。しかし、だからこそ未来の姿を信じて踏み出さなければなりません。

そこで、知事にお伺いをいたします。

「チェンジメーカー」を育てる、「日本一プロジェクトが生まれる大学」、ゼロからつくる大学、この県立大学が開学し、卒業生が社会に巣立ったとき、佐賀の人々の行動や意識、そして佐賀という地域そのものがどのように変化するとお考えでしょうか。知事が描く未来のイメージをより解像度高くお示しいただきたいと願い、質問とさせていただきます。

続いて、オスプレイ配備に係る住民説明についてお尋ねをします。

佐賀駐屯地（仮称）への陸上自衛隊オスプレイ配備につきましては、これまで防衛省をはじめ佐賀県、そして佐賀市が連携しながら、一定の情報発信や説明の機会を設けてこられたことは私も十分に承知をしております。

特に、周辺地域の自治会長の方々や漁協関係者など、地域の代表を務める方々に対しては、防衛省による説明が段階的に行われてきたと認識しておりますし、県としてもその場に適切に関与されてきたと理解をしています。

また、来月には佐賀市において生活環境保全に関する協議会が設置さ

れるなど、住民の生活環境への影響も見据えた具体的な動きが始まっていることも大変心強く受け止めております。

しかしながら、その一方で、実際の住民一人一人の受け止めとして、果たしてそれは十分な説明であったのか、理解されたと言えるのかという点については、いささか別の問題であるように感じております。

先日、新聞記事にも、丁寧な説明と言えるだろうかという率直な疑問が記されておりましたが、まさにそこに今の状況の核心があると感じています。説明したという発信側の自己評価と、理解できた、納得できたという受け手の感覚、この両者の間にある受け止めの差が、今後の信頼関係に与える影響は決して小さくありません。実際に私のもとにも、そんな話があったのは知らなかった、聞いたけど、よう分からなかったとか、目達原みたいに家のガラスが二重ガラスになるとやろうとか、行政がエアコン買い替えてくれるってねといったような声を聞くこともあって、もちろんその都度訂正していますが、実際にそういう話をされる方もいました。ですから、私はもう一步踏み込んで、住民の理解を丁寧に積み重ねていく時期に来ていると感じています。

そうした思いから、以下の三点についてお尋ねをいたします。

まず第一に、幅広い層への説明についてです。

これまでの説明が自治会長や漁協の代表者を中心に行われてきたことには合理性もあると理解をしています。しかしながら、それだけで地域住民全体に説明が行き届いているとは、当然ですが言えません。実際には、若い子育て世代の方々や単身で暮らす高齢者、また地域活動にあまり関わっていない方々など、情報が届きにくい層が数多く存在しているのが現実です。防衛省御自身も住民の理解を得たいとおっしゃっている

わけですから、その対象を自治会に限定せず、地域の実情に即した形で例えばですが、老人会やまちづくり協議会、子育てサロンや公民館の集まりなど、多様な場を通しての説明の必要もあると考えます。

そして、県としても知事がこの配備を受け入れるという大きな判断をされたわけですから、その意味でも、より丁寧に地域の対話の場を仲立ちする役割を果たすべきであると考えています。

このような幅広い層への説明についてどのように考えているのかをお尋ねいたします。

次に、情報の伝え方とその評価についてお伺いをいたします。

現在、ホームページや広報誌などで議事録などの掲載も含めて様々な形で情報発信が行われています。しかしながら、それが実際にどれほどの人に届いているのか、またどれほどの人たちに活用されているのかとなると、やはりまだ検証の余地があると感じています。そもそも人は自分が当事者であるという意識を持たない限り、情報を自ら取りに行くことはなかなか難しいものです。ましてや、例えば、オスプレイの音のように、実際に体験してみないと分からない問題については、事前の情報だけでは実感が湧きにくいという事情もあるでしょう。だからこそ、こうしたテーマにおいては、情報があること以上に、どう伝わっているか、どこまで届いているかという点は極めて重要であり、今後の県民生活の不安解消にも大いにつながる点と考えております。

私は、こうした情報の伝わり方をどう評価しているのか、また今後、動画配信や出前講座、あるいは学校や地域団体との連携を通して、より届け方の工夫を行うべきと考えますが、この点を検討されているのかどうかについてお尋ねをいたします。

最後に、佐賀市との連携についてです。

これまでの説明会の主催は基本的に佐賀市が担っておられると承知しておりますが、県もまたこの配備を判断した当事者として説明の場にももっと積極的に関わっていただきたいと考えています。特に川副の四校区や東与賀、諸富といった地域では、防衛省が自治会長会には出向いて説明を行ってきた経緯があります。そうであれば、今後はそうした地域において、例えば、学区単位での小規模な意見交換会、公民館での出張講座、さらには市民と防衛省、県、市がそろって顔を合わせる場づくりなど、県としても住民の声を丁寧を受け止め、信頼形成に向けて歩み寄る姿勢が必要ではないかと思うのです。この点について、佐賀市との連携について県の考えをお尋ねいたします。

最後に、私はこの質問についてですが、オスプレイ配備に対して賛成か反対かという立場で行っているではありません。ただ、説明が不十分であったがゆえに後から誤解が生まれたり、不安が膨らんだりするようないことは誰も望んでいません。だからこそ、いま一度、説明したかどうかではなく、理解されたかどうかという視点を大切にして、県として行政として、そして一人の人間として住民に寄り添った丁寧な説明の姿勢を見せていただきたいと思います。

また、人は何かを判断するとき、端的にいうと、好きか嫌いかで判断するものです。そして、基本的には好きのほうを選ぶものであって、嫌い認識した時点で、どんなに話合っても、誠意を持って説明しても分かり合うことができず、平行線のままということは、残念ながら、あることでもあります。そういう、自分にとって不本意なことが起こることも世の常ですが、県として寄り添いつつ、誠意ある姿勢を示し続ける

ことこそが、やがて地域全体の信頼を育み、少しずつでも県が住民に寄り添っているという信頼関係が広がっていく、そのきっかけになると私は信じております。そのような佐賀県であり続けてほしいと願い、この質問を終わります。

続いて、サザン鳥栖クロスパークに関する質問をさせていただきます。今、佐賀県には追い風が吹いていると私は実感をしています。県の職員の皆様がこれまでも積極的に取り組んでいたという企業誘致、その成果がここに来て、次々と形になっています。久光製菓さんの新研究所の鳥栖市移転、集約、アサヒビールさんの博多工場の鳥栖市への移転、さらには大塚製菓さんの吉野ヶ里での原薬工場及び技術開発拠点の増設、これらは私は偶然ではないと思います。佐賀県の地理的優位性、労働力確保のしやすさ、官民一体となった地域の姿勢、それらが評価された結果であり、佐賀県のポテンシャルが改めて評価いただいているあかしであると考えています。

こうした流れを一過性に終わらせてはなりません。持続的な経済成長を可能とするためには、企業の立地意欲に応える受け皿づくり、つまり、良質な産業用地の確保とそれを支えるインフラ整備が不可欠です。

その鍵を握るのが、今、鳥栖市で民間と連携しながら進められているサザン鳥栖クロスパークの開発です。このプロジェクトは、佐賀県内でも珍しい自治体と民間が主導する開発であり、県はその伴走支援として関わる形となっておりますが、むしろ、このような民間の活力と自治体の知恵が融合するスタイルこそ、これからの地域づくりの新たなモデルになると私は感じています。

また、立地条件にも注目すべきです。九州自動車道小郡鳥栖南スマー

トインターチェンジや国道三号線と近接しているという交通の利便性の高さに加え、総面積約三十四ヘクタールという広大な規模は、県内では近年類を見ないものであり、県内外の企業からも強い関心が寄せられています。既に地元の経済団体からも、ここが佐賀の新しい経済のエンジンになるという期待の声が上がっており、私自身もまさにそのような役割を担い得るポテンシャルを強く感じています。

その上で、以下の三点についてお伺いをいたします。

まずは、サザン鳥栖クロスパークの概要についてであります。

このプロジェクトは、単なる産業団地開発にとどまるものではありません。むしろ、人口減少と地域経済の縮小という難題に直面する佐賀県において、民間と自治体が連携し、新たな成長モデルを打ち立てようとする挑戦であり、県全体の将来像をも左右し得る極めて重要な取組です。これまでの県主導型の開発とは異なり、鳥栖市と民間企業が主軸となつて構想、推進しているという点でも、非常に先進的かつ戦略的なプロジェクトであり、まさに今後の産業政策におけるパラダイムシフトを象徴する取組であると捉えています。

また、九州自動車道や国道三号といった広域インフラに隣接し、総面積約三十四ヘクタールという広さを誇るこの用地は、佐賀県がこれまで喉から手が出るほど欲しかった即戦力となる産業拠点であり、他県との企業誘致競争においても極めて貴重な存在であるということは言うまでもありません。

こうしたポテンシャルを最大限に生かし、県全体の雇用創出、税收増、地域内経済循環といった波及効果を高めていくためには、たとえ県が直接の事業主体でなくても、どう活用し、どう支えるかという明確な戦略

と姿勢が問われています。

そこで、このサザン鳥栖クロスパークがどのような産業用地であり、整備や企業誘致への取組がどのように進められていくのかという点についてお尋ねをいたします。

続いて、開発地の排水対策についてお尋ねをいたします。

開発が進む中で、地域住民の方々からは環境面への懸念の声が届いています。特に蓮原川、秋光川、山下川、大木川といった近隣河川への流出リスクの増加を心配する声があつて、私もそういった声を聞いています。

新たな開発に住民の皆様が安心して向き合えるようにするためには、今後の排水対策とその情報開示が求められます。調整池の設置、下流域への影響軽減策、どのような方針で環境配慮を進める考えなのか、この点についての御答弁をお願いします。

最後に、今後の取組についてお尋ねをします。

この産業団地を単なる造成地で終わらせることなく、県東部地域の産業集積の核、さらには次世代の雇用創出の拠点として育てていくために、県はこの事業をどのように支えていくつもりでしょうか。また、このプロジェクトで得られる知見や成功体験を佐賀県全体にどのように展開し、県全体の産業基盤の強化へとつなげていく考えなのかという点をお尋ねをいたします。

このプロジェクトを改めて考えたときに、県が主体の事業ではないからこそ、民間と市の挑戦を支える県の姿勢が問われていると感じています。サザン鳥栖クロスパークは、地域と企業、そして、行政がそれぞれの立場から知恵と力を出し合い、地域の未来を自らつくっていくという

う新しい時代の挑戦です。このプロジェクトが佐賀県の持つ可能性を形に変えていく象徴となるよう、県のさらなる支援と伴走を強くお願いを申し上げます、私の一回目の質問とさせていただきます。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ下田寛議員の御質問にお答えします。

佐賀県立大学についてお答えします。

議員から、県立大学が開学し、卒業生が輩出された暁に、県民の行動や意識の変化、佐賀県がどう変わるのかといったお尋ねをいただきました。

下田議員から、振り返ればトップランナー、まさにこれを願っております。信じていたのだと思います。SAGAアリーナのときもそうでしたけれども、今ないものができることで周りがどのように変化するかを説明して、共有していくというのは、なかなか難しかった、そして、もどかしい気持ちでありました。今回は大学です。ソフトが重要でありますので、アリーナ整備と比べますとさらに伝わりにくいのもかもしれませんけれども、頑張つて伝える努力をしていきたいと考えています。

議員から、挑戦を前提とした教育というとてもいいキーワードをいただきました。まさにそこを考えているわけでありまして、これまでどこらかという失敗しないように知識を学ぶといった教育だったと思いますけれども、失敗をして、それを成功させることを学んでいただいたのです。そして、議員からは、「その時、佐賀は世界を見ていた。」

という理念を継承して、佐賀は今も世界を見ているという、そういうことが大事だというお話もいただきました。私も「その時、佐賀は世界を見ていた。」は極めていいコピーで、維新博のときも多くの人の気持ちに打ったわけでありまして。集まってくる佐賀県立大学の学生たちを奮い

立たせるようなフレーズかなと思いますので、学生たちが世界や地球を見て鳥瞰的な視点で未来をつくっていく、そんな大学をぜひつくりたいと考えております。

大学は、小・中・高と続く教育の最終段階であると同時に研究機関でありまして、その社会貢献によって企業や地域を変え、実社会をよりよいものに高める知の拠点であります。大学は教育と社会をつなぐハブでございます。

この大切なファンクションが今の佐賀県には決定的に不足しております。県立大学は、他県では普通に備わっている標準的な機能を確保するものです。ただ、後発組だからといって、既存の大学をなぞる気はさらさらありません。どのような機能を果たすのかという点を重視しております。

他の県立大学の事例を一つ紹介したいと思います。広島県、県立広島大学というのを持っていたわけです。ただ、やはりこの大学ではない別の県立大学をつくろうということで、別の視点から人材育成を進めて、産学連携を強化したいということで広島県立の別の叡啓大学というのを新たに二〇二一年に開学したわけでありまして。やはりこれは大学の歴史というものも積み重なると、独自のカラー、慣習というものも生まれてきて、時には柔軟性を欠くこともあるのかなと私は思ったわけです。要は、同じ県立広島大学をそのまま大きくするのでは駄目なんだと湯崎知事は思ったらしいです。

佐賀県立大学は今からつくる大学だからこそ成長を続け、未来に向かって、柔軟な思考と行動力を組織風土に持つ大学にしていきたいと思っております。

「チェンジ・メーカー」についてですが、まず、どのような人材を育成するかという点を中心に検討しました。佐賀県立大学では、不確実性の時代に鳥瞰的な視点を持って、自ら課題を発見し、チャレンジし、実践する人材を育てていきたいと考えてまして、そうした人材のことを「チェンジ・メーカー」と表現しております。

こうした「チェンジ・メーカー」は、理論と実践の循環型の学びでなければ育成できません。誰かの言うことを聞いた知識だけでは実践できない。ここに佐賀県のよさが出てくると思っています。我々は実践現場に恵まれています。農林水産業、製造業、医療・福祉、小売・サービス、観光業、幅広く現場を持っております。さらに官民連携を得意とする佐賀県だからこそできる育成というものもあると思います。

定松議員のときに、農業についての变化についても申し上げさせていだきました。大都市に立地する大学とは全く違う強みができると思っています。

そして、佐賀は、これは新しいこととお考えになるかもしれませんが、でも、四百年前にできた葉隠の言葉に、「人が黒きと言わば、黒きはずにてはなし、白きはずなり、白き理があるべし」と四百年も前から佐賀の人たちは、人のことをうのみにせずに、自分で考えろと言っていたわけです。やはりとても素晴らしいことだと思いますので、もちろん学生たち、大きなチェンジもあるでしょうし、小さなチェンジもあると思います。要は、その変化を恐れず、変化を進化に変えていくということです。できる学生を育成したのであります。

この「チェンジ・メーカー」を育成する佐賀県立大学が回り出すと、県立大学は大学と高校の接続を重視しています。必ず佐賀県内の高校に

も変化が生じます。県の教育委員会も変化が生じます。そして順次、高校とつながる、中学校、小学校へとこの変化は波及していくのであります。

自ら課題を発見し、チャレンジし、実践する人材の育成を目指す佐賀県立大学が、高、中、小と順次つながることで、佐賀を生きる子供たちが、年代に応じて今学んでいることの大切さ、真の価値をより理解し、学びの意義、意味を自分のものにできると期待しております。

さらに、社会においても、学生の学びの現場となりますので、大学と産学連携プロジェクトを行う企業、地域から新たな変化も生じるものと思います。

意識、熱量も変わってきます。企業や地域において大学を活用した新たな事業展開や、さらには、社会人の学び直しなど、新たな芽につながると思います。佐賀県全体を大きく前に進める核ともなり得ると私は思っております。

加えて、佐賀県立大学は、佐賀大学、西九州大学との連携も強化し、県全体で大学が持つ機能そのものを充実させたいと思っています。

この県立大学の議論において、この佐賀県議会でも様々な議論がなされました。佐賀県立大学ができた暁には、大学教育、大学連携、高大連携、産業界との連携など、そうした骨太の議論もやっとこの議場でできるわけでございます。

佐賀県立大学は、単に、十八から二十二歳の学生を教育するだけの大学ではありません。プロジェクトが生まれる、子供がふだん使いできる、そして、県内企業、市町など、地域のコンサル機能を担う大学など、地域で果たす機能を大切にする大学であります。

四年後の開学を目指しておりますが、多くの方々に佐賀県立大学の設立、教育、そして、大学を生かす挑戦に参画してほしいと思います。

開学後は、そして、佐賀県立大学自らが時代の先を読み、変化を恐れない大学であり続けることが重要であります。

大学の組織運営についても、従来の考え方に固執することなく、オール佐賀で教育と社会のハブとして成長し、挑戦し続ける新生佐賀県立大学をつくり上げていきたいと考えております。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、オスプレイ配備に係る住民説明について三点お答えいたします。

まず、幅広い層への説明についてです。

住民への説明会の開催ということでは、県、佐賀市、防衛省、それぞれにおきまして役割がございます。そして、その役割に応じて対応を行うことになるかと考えております。

県は、令和四年十二月に防衛省と共催する形で県民説明会を開催いたしました。これは、有明海漁協から公害防止協定覚書付属資料の見直しを決定したタイミングで、佐賀空港の設置管理者として防衛省からの要請を受け入れる判断をしたことについて、県民の皆さんに説明する機会を設けたというものでございます。

下田議員からございました周辺自治会長や漁協関係者への説明ということで申し上げますと、これは、佐賀市や防衛省が担う役割や開催目的に応じて適時実施をされたものというふうに承知しております。

住民への説明につきましては、引き続き、県、佐賀市、防衛省におきまして、それぞれの役割に応じて、また状況に応じて、それぞれ連携を図りながら対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、情報の伝え方とその評価ということでお尋ねをいただきました。情報の伝わり方に対する評価ということについてお答えすることは、その方法も含めましてなかなか難しいと考えておりますけれども、他方で、情報の伝え方につきましては、効果的な情報発信となるよう、下田議員から御指摘があったように、受け手側に立った工夫、こういったものが必要であるというふうに認識しております。

県のホームページで言いますと、佐賀空港の自衛隊使用要請に関するこれまでの主な動きを年表形式でまとめておりまして、それぞれの出来事をクリックすれば、その時々の方々の考え方、それから、会見録などがすぐに見れるような工夫というのも行っております。

それから、防衛省では、駐屯地の工事の工程が確認できたりとか、あるいは工事に対する御意見の書き込みなどができる特設ページを設けるなどの工夫もなされております。

情報発信の在り方につきましては、防衛省や佐賀市とも意見交換しながら、効果的な方法について考えてまいりたいと思います。

それから次に、佐賀市との連携についてお答えします。

佐賀市は、駐屯地が所在する基礎自治体ということになります。佐賀市では今般、地元の自治会から自衛隊員の居住や自治会との関わりなどにつきまして、防衛省から直接話を聞きたいという要望があったということで、佐賀市から防衛省に対応を要請し、自治会長会の定例会で説明をされているようです。

また、佐賀市では、駐屯地の開設までに周辺地域の生活環境の保全でありますとか、農業や漁業への影響に係る協議、報告等を行うための協議会を設置して、県や防衛省、農業、漁業の関係者のほか、校区の自治

会長なども参加される予定と伺っております。

七月九日に駐屯地が開設をされます。そして、実際にオスプレイの運用が始まりますと、様々な声が寄せられることもあると思います。

防衛省では、地域住民などからの意見や質問に対しては、一つ一つ丁寧に対応していくこととされております。こうした声につきましては、県としても、佐賀市や防衛省としっかり共有をすることとしております。その上で、より効果的な情報提供、それから説明方法、こういったことについて考えてまいりたいと、このように考えております。

私からは以上でございます。

◎井手産業労働部長 登壇 Ⅱ 私からは、サザン鳥栖クロスパークについて答弁いたします。

まず、サザン鳥栖クロスパークの概要についてです。

サザン鳥栖クロスパークは、昨年六月に開通した九州自動車道小郡鳥栖南スマートインターチェンジの周辺で開発を進めている大規模な産業用地です。佐賀県で初めて県、市、民間事業者が連携して進める官民連携型の開発プロジェクトとなっています。

その中で、県は、企業誘致における連携はもちろんのこと、関係法令の手続が円滑に進むための支援、道路や工業用水など、関連インフラの整備などを行っていきます。

この産業用地は、スマートインターチェンジに近接する優れた立地条件に加え、約三十四ヘクタールという広大な開発エリアとなります。まさに立地企業の今後の成長に向けた多様なニーズに対応できる場所と考えます。

さらに、今回の開発では、民間事業者が佐賀県や鳥栖市と連携し、用

地取得から造成、企業誘致までを一貫して実施する仕組みとなっています。こうした民間の力を發揮してもらいながら、連携してスピーディーかつ戦略的な企業誘致を進めること、こうしたこともこのプロジェクトの重要なポイントとなっております。

次に、開発地の排水対策についてですが、サザン鳥栖クロスパーク周辺では過去に浸水被害が発生したこともありまして、河川や下流域への影響を考慮した排水対策が重要となります。開発を行う民間事業者からは、開発地内の雨水対策として調整池を設置し、一時的に雨水を貯留できるよう計画中和聞いております。

この調整池は、通常の基準が十年に一度の大雨を想定した貯留量となりますが、これを超える規模とすることで設計が進められているということです。これにより、開発地内の雨水が一気に河川や下流域へ流れ込むことの懸念に配慮した排水対策が行われるものと考えております。

最後に、今後の取組についてですが、サザン鳥栖クロスパークは県内でも特に引き合いの多い県東部地域に位置する大規模な産業用地です。よって、地域への経済波及効果の高い企業の進出が大いに期待できると考えております。今後は、民間事業者による開発がスピーディーに進み、早期の分譲が実現できるよう、鳥栖市と連携しながらしっかりと伴走支援してまいります。

佐賀県がBCPの適地であることはもちろんのこと、交通の要衝である鳥栖市の立地特性など、サザン鳥栖クロスパークの強みを最大限に生かしPRしながら、本県産業の成長を牽引するような企業の誘致を実現すべく、全力で取り組んでいきます。そして、それだけにとどまらず、この開発プロジェクトのノウハウやメリットを新たなモデルとして県内

自治体に横展開することで、佐賀県の今、そして未来につながる県内産業発展の好循環につながる企業誘致を実現していきたいというところで取り組んでいきます。

私からは以上です。

◎下田 寛君 登壇Ⅱそれぞれ御答弁をいただいてありがとうございます。

オスプレイに関して、やっぱり様々な意見があるのは御承知のとおりですが、誠心誠意対応していただくことが必要です。今回はここまでにさせていただきましたけれども、これからも引き続き注視をさせていただきますので、御対応をよろしく願います。

また、サザン鳥栖クロスパークに関して、これもあくまで今回、伴走支援という形なので、ちょっと答弁がやっぱりなかなかどかしいといえますかね、本当はもっとこうやりますというのをいただけるとありがたいところではあるんですけども、今回の立場上そういうこと。ただ、佐賀県としても、その価値はとて強く認めていただいていますので、引き続きの伴走支援をしっかりとお願いして、佐賀県の今後に生かせるような事業としてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、再質問を県立大学に関してさせていただきますと思います。今、御答弁いただきました。その中で、私の冒頭の問題提起も含めて、三点ほどお伺いしたいと思っております。

まず、「日本一プロジェクトが生まれる大学」というところについて、私は経済循環が回る、さらにはお金が稼げる、さらに地場の企業と連携して佐賀県内で経済が活性化していく、そういったイメージを持ってい

ます。先ほどこれから高校、中学等にも波及していくというお話もありましたが、いわゆる探究授業、課題解決型授業、恐らくこれから高校等でも活性化していくでしょう。それを踏まえた上で、大学ではさらに一歩踏み越えて、地域の課題解決はもちろんですけれども、経済循環を回していく、そういった視点で捉えることができないのか。それがひいては大学発で日本一プロジェクトがたくさん生まれて、経済循環が回っていくというようなことで考えることができないのかということをまず一点目にお尋ねします。

続いて、民間との連携というところなんですけれども、様々な挑戦をこれからしていく中で、民間の人たちが、この大学、学生がやりたいと言ったことに対して、ファンドをつくって応援をして出資してもらう、そういったことが検討できないのかということを思っております。要するに、これは県がやるというよりは、有志の皆さんが声を上げていただくような形になるのかと思いますけれども、大学発の挑戦を支えていく共創型のファンドというようなものが立ち上がって、大学、学生がこれをやりたいとなったら、企業の人たちも一緒にやって応援をしてもらいながら、プレゼン大会等もしながら出資をして、一緒に新しい価値を創造していく、そういったことができないのか。また、資金だけじゃなくて、その人材やノウハウ、ネットワーク、そういった社会資源なんかも一緒になってつくり上げていく、そういったことができないのか。それができれば、何というか、挑戦と共感の循環といえますかね、これが根づいていたら、大学が真の意味で社会変革のエンジンになっていくんじゃないかと思っているんですが、この点についてお伺いをしたいと思います。

そして三点目に、県の政策と大学との接続についてお尋ねをしたいと思うんですが、大学で生まれた挑戦が県政の中でどう反映されていくのか。地域課題に学生たちが取り組む中で、これは制度として変えていったほうがいいよねといったところを県庁の皆さんと一緒に政策化をしていく。また、企業とのプロジェクトで得たアイデアなんかを産業政策なんかに反映していく。そういった大学と行政の政策の連携というのをあらかじめ制度として組み込んでいくということができないのかというふうに思っています。大学は、当然単に人材を育てる場ではないということなのですが、政策と社会のインターフェース、接点として機能するべき時代であるし、そういったものを山口知事の先ほどの発言も踏まえると、恐らく思い描いているのではないかというふうに思っていますが、この点について県と大学の政策の接続ということがどうかなというふうに思っております。

再質問としては、この三点お尋ねをしたいと思います。

◎山口知事 登壇Ⅱ下田議員の再質問にお答えします。

大学関係について三点お答えします。

まず、全体的に今回試みているのは、何かについていく大学ではなくて、自らつくっていく大学でございます。その中で、「日本一プロジェクトが生まれる大学」ということを目指しているわけですが、それを経済循環のほうに生かしていくということが大事ではないかというお尋ねだったと思いますけれども、まさに経済循環というのはどうやって地域で起こるかという、人材が実践的になっていくことと、企業だったり、団体もそうですし、学校もそうです、CSOもそうです。そういう団体の付加価値というか、価値が上がっていくということで、こ

れがお互いにより影響を与え合うことによって、経済循環というのが地域の中で起こるのかなというふうに私は思っています。

そういった意味で、様々なプロジェクトというものが生まれること、その球がいっぱいあることが、様々なそういったところへの反応を生じさせるのではないかといった意味で、多くの挑戦がこのプロジェクトというもので生まれてはどうかというふうに考えております。

二点目ですが、まさに佐賀県立大学をエンジンにするためにも、学生たちにファン드를与えたような形で連携をしてはどうかというお尋ねでございました。まさに同じです、私もそう思っています。なので、まだ四年も前から産業界との実践的連携をするための研究会、支援する会というものをもう立ち上げているということなんです。

県立大学の学生たちは、「チェンジ・メーカー」になっていくわけですから、今までのように大学で学ぶというよりは、むしろそのまま社会に行くための実装を大学時代からしていくということになるかと思えます。大学時代に連携している企業の中の一員にそのままなっていく者もあるでしょうし、自ら起業していくと、大学時代から起業していくというメンバーも出てくるような大学になってくると思います。

そうした価値のあるところに、佐賀県の企業たちが自らファンド内で支援するというのは、ある部分は当たり前の姿ということなんです。ただ、今までは教育機関としての何か大学に対する「もんだ症候群」みたいなものがあつたもので、そういうふうにならないんだけど、そういうものを今回の大学は一切捨象して取り除いて、潤滑にそういったファンドというものができやすいように、最初から内蔵するような形でやればいいというふうに思うので、ぜひそういった形でこれから展開させてい

ただきたいと思います。

三番目ですけれども、私は今回、県立大学ということに大きな意味があると思っています。今、佐賀に四大は二つありますけれども、国立と私立です。県だけないんです。通常の都道府県は県立大学があるわけですから、我々のところには、国立と私立、もちろんおかげさまで今とても連携が進んでおりますけれども、自分じゃないんです。ところが今度、県立大学です。ということは、どういことかというところ、県の課題に対して直接的な形でリンクができるということになります。もちろん、我々にとっては西九州大も佐賀大学もとても大事な大学だから、県立大学も含めたリンクというものを大事にするものの、なかなかその二者との連携ではできないような課題もこの県立大学であれば挑戦ができるということになります。そして、それが小・中・高にも影響がしやすいということになりますし、先ほども答弁しましたけれども、この議会ですらできるわけです。我々の大学を持っているわけですから、もったというふうなプロジェクトで連携できんかとか、そういうことがやつと可能になるわけでありますから、うまくいったこともうまくいかないことも切磋琢磨しながら、我々の中でこの佐賀県立大学、後発の大学ではあるけれども、むしろこの大学が光らせて、この佐賀県、後からできたけれども、ああ、むしろよかったねというような大学にしたいと思っています。

以上です。

◎下田 寛君 登壇Ⅱ再々質問をさせていただきます。

知事、御答弁ありがとうございます。

おおむね私が今言ったこと、大体そうだったことだということで理解

をしました。

今回のテーマは、解像度を高く、イメージをいかに伝えていただくかというところを重視して質問させていただこうと思っていました。ちよつと時間があるので――そういう問題ではなくてですね。

僕、もう一個、佐賀にこだわるところを考えると、さつき知事から武士道の話をしていただきました。ここは僕は物すごく大事なところだと思っていて、佐賀藩、当時の明治時代の佐賀がどれだけすごかったのかということを見ると、何というか、そこに葉隠というのがあって、先ほどお話を引用していただきましたが、私の解釈では公と私が一本の串で貫かれていたところにすごさがあったのかなと。要は当時の武士は、家紋を背中に背負って町なかを歩いているわけですよ。何かあったら、公のためにしっかりと働いていくというのが武士道精神であって、葉隠にも当然根づいていたと思うんです。

一方で、例えば、さつき山口県とかは藩校の明倫館、あと吉田松陰先生がつくった松下村塾というのがあって、全国的に見ると、藩校というのは県をいかに発展させるかという視点で、その藩に沿った人材を育てるわけです。一方で、松下村塾は身分の上下問わず、世界を見据えて次世代の人間を育てようというところがあって、その二つが大きく山口県の中にはあったと。

どっちがいいとかではないんですけれども、じゃ一方、佐賀県はどうだったかというと、藩校の中で自分の藩のことを学びつつ、世界を見据えた人材をぼこぼこ育てて、明治維新の中心になり得たわけなんですよね。この精神というのが、私は今回の県立大学の中でも継承されていくべきものであって、基本構想の中にある建学に向けた思いの中にもそれ

は込められていると思っています。

また、もつと言うと、葉隠の精神は、天と地、そして人、公と私を一本の筋で貫くと言いましたけど、天と地、そして人、物、全て、ある意味万物といえますか、僕の中では天地万物、これが全部一貫している、その上で生き方のノウハウを伝えているのが武士道だと私は思っているんです。

「佐賀学」を学ぶ中で、佐賀の原点ともいえるものというのはしっかりと伝えていくべきものだというふうにも思っています。そういったことも踏まえた上で、さっき再質問をさせていただきました。これらのイメージ、思いを次の世代の高校生たち、佐賀県立大学の生徒となり得る人たちが、「うわっ、この大学面白そうやな、入りたいな」と思ってもらわないと駄目だと思うんです。もちろん、違う大学に行きたい方はそこを目指していけばいいんですけれども、東京の大学、都会の大学は地方から人が来てくれるものと思っていると思うんです。過去からの今までの常識で、何でしょうね、やっぱり成績順だったとか、そういったものを気にして、評価基準であつたりというのは往々にしてあるわけなんですけれども、この佐賀県立大学は違う、さっき振り返ればトップランナーという言葉拾っていただきましたけど、これからの時代に必要な人材をどう育成していくのかというのが、この県立大学の大きなテーマでもあります。そこを今の子供たちにしっかりと伝えていって、「うわっ、ちょっと、この県立大学やべえよと、ちょっと行ってみてえな」と思ってもらうことをどんどん伝えていかないといいけません。

ですので、今、知事が語っていただき、今までもたくさん議論しておりますけれども、そういった構想や願い、思いというものをいかにして

周りの人たちに伝えていくのかというところに関して知事の思いをお伝えいただいて、再々質問とさせていただきますと思います。

◎山口知事 登壇Ⅱ下田議員の再々質問にお答えします。

まさに議員がおっしゃるように、佐賀であることにこだわりたいと思っています。最近、熊本県立大学とか長崎県立大学とか、新たな動きがあつて、半導体の新たに学部をつくるとか、様々な教育の幅を広げるとか、そういった中で、いや、そうじゃないんだと、僕は、私は佐賀県立大学に行きたいんだと思ってもらえるように、唯一無二の大学をつくらなければいけないと思います。

解析度を上げるという意味で、様々私は申し上げておりましたけれども、山口和範学長候補者、そういった意味で非常に息が合っております。ですので、私の思いと同じ考えの中で、それをいかに大学として具現化するかというのは、私は山口先生を大変信頼しておるので、ここを楽しみにしておきたいなど。私があまり解像し過ぎて制約を加えるのはよくないなと思っていますので。ただ、基本的に、下田議員がおっしゃっていること、私が話していること、おおむねダブっているとかが非常に多いとおります。

それとあわせて、やはり佐賀であることにこだわるといことは、先ほど葉隠の言葉を申し上げましたけれども、佐賀というところということについては徹底的に学んでいただきたいというふうに思いますし、それは弘道館もそうですし、今の教育制度をつくった大木喬任、江藤新平、そういったことに関して、何で今の時代につながるそういう教育というものをこの佐賀の地から発せられたのかということも含めてDNAにしていきたいと思いますし、そこと未来とを結ぶものがまさに佐

賀で、それが今も世界を見ているというような考え方で臨みたいなというふうに思っております。

ですので、私は、この大学界の中で、弘道館をつくってきた真打ちの佐賀県がいよいよ大学をつくって乗り出してきたなど、そういった心構えで頑張っていきたいと思っております。

◎藤崎輝樹君（拍手）登壇＝藤崎輝樹です。

問いの一は、川上峡エリアの活性化についてであります。

議長に前もって許可をいただいて大和町史を持つてまいりました。

（実物を示す）この大和町史、皆さんの市町においても町史、市政史というものはあります。本当に地域の歴史、伝統、文化、風土というものが詰まった大変重い貴重な書籍となっております。

この大和町史、表紙を開きますと、一ページ目に大和の絵が載っております。小さくて見えないかと思えますけれども、ここには一番大きく「県立川上公園」という文字が載っております。昭和五十年に発行された大和町史の表紙をめくると、この「県立川上公園」の文字が飛び込んできるとあります。

そして、表題に続く次のページには、風光明媚、九州の嵐山とうたわれた川上峡一帯のカラー写真が誇らしく載っております。

地元の留守県議、そして、私が愛する大和町は、自然と歴史に恵まれた人情細やかな風土で、豊かな環境にふさわしく、農業をはじめとして各種産業が交通の至便さと相まって発達してまいりました。

山間部の干し柿、山麓部でのミカン、平たん部では米麦を中心とした田畑が、佐賀県の基幹産業である農業の発展に貢献するとともに、四季を感じさせる風景が地域の方のみならず、県内外から訪れる観光客の皆

さんの目を楽しませております。

また、創建が欽明天皇二十五年の歴史ある興止日女神社があるその前の嘉瀬川にかけられた県管理の官人橋は、川上峡のシンボルとして私が小学生の頃からスケッチ大会の題材として長年子供たちの思い出の場所として川上峡名物「白玉饅頭」と共に親しまれております。知事も白玉饅頭は大好きと言われたと聞き、大変うれしく思っております。近くには国内的にも珍しい大きな石をテーマにした巨石パーク、石田一鼎閑居跡、鍋島閑叟公の御墓所もあり、かつては避暑地として川上峡は多くの方が訪れにぎわってりました。

しかしながら、時代の移り変わりの中で避暑地としての役割にも陰りが見え、今や赤色塗装が剥がれ、薄暗い色合いの寂しい官人橋が物語っているように、地域の疲弊もかなり進んでおります。

川上峡の持つすばらしい景観を次世代へ受け渡し、九州の嵐山として鍋島閑叟公も愛した川上峡をもっと多くの方に訪れていただきたいと川上峡観光協会を中心に川開きを行い、春先には春祭り、観光屋形船を浮かべ、約三百ものこいのぼりの吹き流し、夏には花火大会、地元有志による手筒花火など、地元の皆さんの努力には頭が下がる思いをしております。

こうした自発的な活動により、元気な川上峡を取り戻しつつありますが、一方で役割を終えたかのように、人知れずひっそりとたたずむ県の施設があります。門扉で閉ざされた旧青年の家であります。ユースピアさがと施設名称を変えて運営されていましたが、平成二十三年に閉鎖された後、平成二十六年からは手狭になった県立図書館の第三書庫として使用されています。

川上峡のユースピア入口バス停から坂を百四十五メートル上ったところ、鍋島閑叟公御墓所のすぐそばに県立図書館と同じ設計士さんたちによって華々しく県青年の家として建てられました。

この地はもと県が社会教育のための集会場所として昭和十三年に会館を建設して、春日山道場と呼んでいた場所です。国民精神の作興を図る県の施設として、心身を鍛練し、生活訓練を行うことを目的に、朝は太太鼓で一斉に起床、行事の合図は全て太太鼓でなされ、座禅を組み、清掃活動、詩吟の練習、川上川に駆け足で向かい、冷たい水をかかるとそぎの行事など、厳しい道場であつたようであります。

そして、昭和三十一年に社会教育会館と名称を変更した後、昭和四十二年に青年の家は総工費七千万円をかけて設立をされました。青少年の健全な育成を図るため、団体生活を通して各種の研修、体育、レクリエーション、野外活動を行う社会教育の施設として、宿泊収容人数百二十八人、一部屋八人の十六室、講堂は百五十人収容、さらに三十人収容の和室二部屋、その他会議室も備えた施設で、一年を通して空きがないほどの需要があり、活用されていきました。徳光議員も若かりし頃、利用されたとのことでもあります。

それが今は施設の老朽化もあり、県立図書館の書庫として使用されています。蔵書冊数の増加に伴い、平成元年に書庫を新築、平成十二年に講堂を改修して第二書庫として蔵書の増加に対応されてきたところ、それでも余裕がないことから、利用されなくなった旧青年の家の一部を平成二十六年より現在まで書庫として使用されています。

そもそも県立図書館の書庫は、貸し出しの利便性を考えても、せめて佐賀城内の近い場所に確保すべきだと思います。県の施設にできるだけ費

用をかけず利活用をすることを否定するものではありませんが、山口知事が一期目に取り組まれた「肥前さが幕末維新博覧会」の象徴ともいべき鍋島閑叟公の御墓所、そのすぐそばに位置している旧青年の家が今は人を寄せつけぬ状況であることは寂しい限りであります。これではないのではないのでしょうか。

嘉瀬川河畔の石井樋から古湯までは県立川上公園に指定されています。また、大化の改新により置かれた肥前国の国府跡が大和インター近くに肥前国庁跡歴史公園として整備されていますが、肥前国庁は今でいうところの佐賀県庁であります。佐賀市教育委員会が管理しているとはいえ、佐賀県にも関心をもっと持っていただき、光を当てていただきたいと切に願います。

ちなみに、この肥前国府の国司の中には遣唐使で有名な吉備真備や、また、歌舞伎でも演じられている酒天童子退治で有名な源頼光なども名を連ねていて、大和町に住んでいたと言われています。

地方行政の要である肥前国庁跡が大和町にあつたとなれば、今の佐賀県庁はもしかしたら大和町に位置していたかもしれません。

この川上峡のエリアは、歴史的な観光資源もあり、磨き上げればもっと多くの方に来ていただける場所になります。観光地土産として白玉饅頭などの銘菓もあり、地元野菜産直の「道の駅大和そよかぜ館」、また、オートキャンプ場も人気です。地元の皆さんが自発的に観光事業に取り組み、頑張っている川上峡エリアを県にも応援していただきたいと願っております。

そこで、次の点について質問いたします。

県有財産、旧青年の家の現状と今後の活用についてであります。鍋

島家春日御墓所に近い場所にある旧青年の家は県立図書館の書庫として使用されていますが、現在どのような利用になっているのか伺います。また、今後の活用についてありますが、県の考えを県民環境部長に伺います。

そして、川上峡エリアの観光地としての磨き上げについてであります。

歴史、食、風景など多彩な観光資源がある川上峡エリアにおける観光地としての磨き上げを県にも応援していただきたいと考えますが、文化・観光局長はどのように捉え、考えているのか、所見を求めます。

問いの二、「さが園芸 888 運動」について質問をいたします。

佐賀県内で作付されてきた米、麦、大豆、そして、園芸作物が国内で高い評価を受けている理由に、温暖な気候や肥沃な土壌など恵まれた自然条件を適切に生かすことができたことも一つ挙げられます。また、県が政策に掲げる稼げる農業については、園芸や畜産なども組み合わせた収益性の高い農業が県内各地で展開をされています。

このように持続可能な農業を目指す中で、昨年夏頃から米の価格に関する消費者の関心が高まったことは、消費者の目線が農業政策に影響を与えることを改めて認識いたしました。午前中にも重みのある議論がありました。持続可能なお米の生産のために流通・販売コストも含め、消費者への販売価格がどうあるべきか、安定供給を踏まえた農政を消費者からも理解をしていただく必要があると考えます。

農業を基幹産業として分散型のまちづくりを維持してきた佐賀県にとっては、農業を持続できることが地域のコミュニティを守れることにつながります。

言うまでもなく、農業を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。

担い手の減少と高齢化、燃料や肥料、園芸ハウスなど生産資材価格の高止まり、深刻なイノシシによる農作物被害、繁忙期の人材確保など農業経営は難しいと言わざるを得ません。また、気候変動による夏場の異常な高温は、これまでに培った高度な栽培技術が通用しないのではないかと不安もあります。

心配の尽きない農業ですが、こうした中でも県が推進する「さが園芸 888 運動」は、農家をはじめ、市町やJAなどの関係者と一体となり展開されていることから、佐賀県の農業に活路を見いだす農政として、着実に稼ぐ農業経営体を増やせる事業として大いに期待をしております。大和町でも、ミカン生産者の若い経営者が中心となり頑張っている姿を見るたびに、稼げる農業が後継者確保の必須条件であると考えます。

県が市町と連携して農家所得の向上に必要な施設設備の導入を支援する事業「さが園芸 888 整備支援事業」では、今年度からミカン専用貯蔵庫の修繕などを支援の対象に追加されましたが、生産現場の意欲をさらに高めることができます。

このように「さが園芸 888 運動」を通じて稼ぐ農業を実現し、新規就農者が増加するよい循環を生み出していくためには、ベテラン農家が苦勞して築いてきた栽培技術や生産基盤を大切にしながら、将来を見据えて若い世代が活躍できる環境を整えることも必要と考えます。

県では、「さが園芸 888 運動」に今後どのように取り組んでいくのか、改めて農林水産部長に質問をいたします。

問いの三問目は、カササギの保護についてであります。

国の天然記念物に指定されているカササギは、県民からはカチガラスの愛称で呼ばれるなど県の鳥、県鳥としてもなじみがある鳥です。

カササギの生息状況については、県の調査によれば、電柱に営巣するようになって急激に増加し、平成初めの頃にピークを迎え、その後は徐々に減少傾向にあり、佐賀市街地ではめったに見かけなくなりました。カササギ生息減少の原因は、ほかの生物と同じように都市化や環境の変化によるものが大きいかもしれませんが、カササギのひながカラスに襲われていることが直接の被害というふうに話を聞きます。

電柱に作られたカササギの巣については、九州電力やN T Tには停電事故防止策を図りつつ、ひなが巣立ちするまで巣を撤去しないなどの協力があると説明を受けましたが、カラスの攻撃からひなを守ることができないかなど、今後一層の対策にも取り組んでいただければと思います。さらに、カササギのひながカラスから攻撃を受けていることを多くの県民の方に知っていただくことで、保護活動の情報提供と並行して、活動の支援及び協力をいただき、被害を防ぐ、そうしてひなの生育を見守ることができればと思います。

そこで、次の点を質問いたします。

カササギ保護の現在の取組についてであります。

現在どのように行われているのか伺います。

また、カササギのひながカラスから被害を受けていることの周知を含め、今後、県民にどのように啓発活動を行っていくのかを文化・観光局長に伺い、以上、一般質問といたします。（拍手）

◎寺田文化・観光局長 登壇Ⅱ藤崎輝樹議員の御質問にお答えいたします。

私からは、まず問いの一つ目、川上峡エリアの活性化についてのうち、川上峡エリアの観光地としての磨き上げについてお答えいたします。

川上峡エリアは、風光明媚な景勝地であります。由緒ある寺院や神社、四万株ものハナシヨウブが咲き誇る大和中央公園花しょうぶ園、そして、山の中腹に残る巨石群など見どころが多い魅力的なエリアです。また、百年以上の歴史を誇る白玉饅頭は、ここでしか手に入れることができない、まさに唯一無二の川上峡名物として多くの方に愛されています。

地元では、佐賀藩が鉄製の火砲を試し撃ちしていた大久保台場の整備、資料の展示、それから、観光農園での農業体験、そば打ち体験など、川上峡エリアならではの地域資源を生かした様々な取組が行われております。

議員からお話がありました鍋島家の御墓所など鍋島藩ゆかりの史跡を大切に守りながら、幕末佐賀藩の偉業について理解を深めてもらう活動も行われております。

私も以前、大久保台場や與止日女神社を地元の方の案内で訪れたことがあります。大久保台場から山側の大願寺の的場に向かって大砲の試し撃ちが行われてきたとの話を伺って、その時代に思いをはせました。また、神社や地域の皆さんが大切にされてきた熱い思いにも触れさせていただきました。この地域の方々のように、このエリアにもっと光を当てたい、もっと多くの方に来てもらいたいという思いで自発的、主体的に取り組まれている地域や事業者の方々を県としても応援していきたいと考えています。

県では、自発の地域づくりへの支援ですとか観光プロダクツ造成の支援を行っておりますが、令和四年度には、この川上峡エリアを含む「サップクルージング・テントサウナ体験」というコンテンツ造成を支援したところでございます。今年もこいのぼりのシーズンに合わせて実

施されたというふう伺っております。

また、川上峡エリアの観光誘客の県としての取組としましては、春のこいのぼりの季節に合わせた「道の駅大和そよかぜ館」などを組み合わせたツアー旅行商品の造成支援、それから、川上峡エリアを紹介した修学旅行向けのガイドブックの作成などに取り組んできたところです。

また、川上峡のこいのぼりの吹き流しの映像を英語版のSNSで発信するなど、日本の伝統文化に興味、関心があるインバウンド向けの情報発信も行っているところでございます。

県としては、引き続き川上峡エリアの方々が観光地として本物の地域資源を磨き上げ、その価値を高めていく取組を応援していきたいと考えております。

また、こうした県内各地にあるすばらしい多彩な観光資源をつなぎ、発信していくことで、佐賀県全体が彩りであふれ、その本物の価値に引かれた多くの方々が佐賀県を訪れるよう、引き続き佐賀ならではの強みを生かした観光地域づくりに取り組んでまいりたいと思います。

続きまして問いの三つ目、カササギの保護についてお答えいたします。まず一点目、カササギ保護の現在の取組についてです。

カササギは、かつて日本において佐賀平野を中心とする一帯にのみ生息していたことから、大正十二年にその生息地が国の天然記念物に指定されております。

カササギ保護につきましては、現在、主に三つの取組を行っております。カササギの巢はほとんどが電柱に作られます。巢作りの際、針金などの金属ごみが巢に入り込むケースもあります。こうしたことから、停電防止のために、九州電力などから県に対しまして、文化財保護法に基

づく巢の撤去申請がなされることになります。

その上で一つ目の取組になりますが、県では原則、巢の中に卵やひなが確認された場合、本当にやむを得ない場合を除いて、ひなが育つまで撤去しないということを条件に許可しております。カササギの習性として同じ巢を翌年も使用することはないため、九州電力には、ひなが巣立った後、おおむね七月以降になりますが、七月以降に巢を撤去していただいているところでございます。

なお、九州電力におきましては、カササギと共生していくための対策として、電線に絶縁カバーを取り付けるなど、自主的な取組も実施していただいているところでございます。

二つ目は、生息状況の把握です。

通常、県では、九州電力から毎年報告される撤去した巢の数のデータによりカササギの生息状況を把握しています。しかし近年、この報告によるカササギの数の減少傾向が続いておりますので、令和六年度には佐賀大学が実施した生息状況の調査に文化財担当職員が同行いたしました。専門的見地からの意見を伺いながら、引き続き実態の把握に努めていきたいというふうに考えております。

三つ目は、幼鳥の保護でございます。

佐賀県では、毎年四月下旬から七月上旬のカササギの子育ての時期には、巢から落下する幼鳥が確認されています。県ではこの時期に専属の飼育員を配置しまして、保護されたカササギの幼鳥を元気に飛べる状態まで飼育し、放鳥しているところでございます。

なお、幼鳥の保護につきましては、県全域の市町教育委員会にも依頼し、保護施設への持ち込みなど、連携して対応しているところでござい

ます。

これらの取組を通じて、カササギの保護に努めているところでございます。

次に二点目、カササギ保護に対する今後の啓発活動についてお答えいたします。

県では、ホームページや広報誌、プレスリリースなどにより、カササギの保護について、県民への周知を行っているところです。

議員御指摘のとおり、保護施設に運び込まれる幼鳥の中には、カラスから襲われて負傷した幼鳥も含まれております。カラスによるカササギの被害があることは県でも認識しているところです。

カラスからの被害を含め、カササギ保護の実態を広く一般の県民の方にも知ってもらうためにも、さらなる広報や啓発活動を行っていききたいと考えています。

以前、カササギの調査がテレビのニュースに取り上げられた際には、県民の関心が高まり、保護される幼鳥の数が増えたことから、新聞、テレビ等のメディアを活用していきたいと考えております。

県民の方々が県の鳥、県鳥であるカササギにさらに愛着を持っていただき、幼鳥が成長していく姿を温かく見守ってもらいたいと考えておりますし、また、幼鳥の保護に係る情報提供について、多くの方に御協力いただけるよう、カササギ保護による啓発活動に、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

◎諸岡県民環境部長 登壇Ⅱ私からは、旧青年の家の現状と今後の活用についてお答え申し上げます。

先ほど議員のほうからは、旧青年の家の来歴につきまして詳しく御紹介いただきました。

この施設につきましては、平成二十四年度から利用がされていない状況ではありました。その当時、県立図書館では、所蔵する書籍の増加により書庫が逼迫しつつある状況ということで、このため、この施設を改修し、平成二十六年度からは県立図書館の書庫として有効活用をしております。

この書庫の収蔵能力、約二十五万冊でございます。県立図書館の収蔵能力、全体が約百万冊でございますので、この全体の収蔵能力の約四分の一を有しております、なくてはならない施設というふうにご考えております。現時点では、当面の間、引き続き書庫として使用する予定でございます。

なお、しかしながらということで申し上げますと、この旧青年の家につきましては、建設から既に五十七年が経過しており、今後老朽化が進んでいくことは避けられない状況であります。

こうした状況を踏まえますと、今後、大和の書庫を含め県立図書館全体の収蔵をどのようにしていくのか、その在り方については、いずれは検討していく必要があるというふうにご認識をしております。

私からは以上でございます。

◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ私からは、「さが園芸８８運動」についてお答えいたします。

「さが園芸８８運動」では、施設園芸においてトレーニングファームで研修生を受け入れ、新たな担い手として育成するとともに、その担い手の受け皿となる園芸団地の整備を併せて行うことによって、生産者

数や販売額が増加するという好循環が生まれております。

こうした好循環を県内各地で生み出していくため、優れた技術を持つ農家が自らトレーナーとなり、研修生を指導するミニトレーニングファームや、新規就農者や規模拡大を希望される農業者の受け皿となる園芸団地の整備などに引き続き取り組んでまいります。

また、施設園芸で得られたノウハウを生かして、タマネギなど、露地野菜を中心とした土地利用型農業の担い手を確保、育成する仕組みづくりも進めてまいります。

ほかに、露地野菜の生産拡大については、大規模経営に向けた環境の整備が重要であることから、大型の鉄製コンテナを活用した機械化一貫体系のさらなる推進や労働力不足を補うための外国人技能実習生など、多様な人材の活用を図ってまいります。

加えまして、生産資材価格の高騰などにより増加している新規就農や規模拡大の際の設備投資の負担を軽減するとともに、これまで築き上げてこられた生産基盤を次の世代につないでいくため、中古ハウスの出し手と受け手のマッチングを円滑に行うための仕組みづくり、また、ミカンなどの果樹園地のリスト化や、就農希望者の研修受け入れ体制を整えることにより、園地継承の加速化などにも力を入れてまいります。

さらに、農作物の収量や品質への影響が増している夏場の高温など気候変動への課題に対しましては、細かい霧を発生させ、気化熱で温度を下げる冷房施設や、冷房にも活用できるヒートポンプなどの設備導入に対する県単事業での支援。JAや生産者と連携したイチゴ苗の株冷技術など、高温対策に係る技術実証及び情報発信などに取り組んでいるところでございまして、引き続き、夏場の高温への影響を注視しながら適宜

対応してまいります。

今後とも、情勢の変化を的確に捉え、農家のニーズを積極的に把握しながら、「さが園芸888運動」をしっかりと前に進め、「磨き、稼ぎ、つながる農業」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

私から以上でございます。

◎藤崎輝樹君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

質問取りの折には、再質問することなろうというふうに思っております。今は、ああ、知事に通告しとかんばやったなというふうに思っています。壇上から白玉饅頭はおいしいという言葉を言っただけなというふうに思います。

青年の家でありますけれども、当面とか、いずれはというふうな話でありました。聞いていて、検討というような話もあったんですけれども、聞きながら何も動かんというふうに感じました。

なぜ旧青年の家を使用されたかという点、これは図書館の蔵書の書庫が足りない点。容量が足りないということで、仮の場所として、大和まで県の図書館の職員さんが必要な折には週に何度か通っておられると。また、いろんな作業もされているかと思えます。先ほど五十七年というふうな話もありましたけれども、耐震化もされていないのではないかと。いうふうにいるんですね。そういった場所で、今、いろんな整理の作業もされているというのであれば、なおさら私は駄目だというふうに思うんですね。しっかりとこの書庫の在り方については早急に議論をして、どこに場所を確保するかということも踏まえて私は議論をすべきではないかと。急いでやるべきだというふうに思います。

書庫の在り方、これは早急に結論を出す。そして、旧青年の家、これ

は歴史ある、要は青少年育成の場として、人を育てた鍋島閑叟公の見えるところで喜ばれるように人を育てていく。そういう場として今後生かしていくべきだというふうにも思うわけでありますから、あえて質問をさせていただきます。

知事に通告していなかったのを本当に残念に思いますけれども、これはしっかり部長さん、答えていただきたいと思います。当然また次の議会で折を見て質問することになるかと思いますが、精いっぱい答弁をしていただきたいと思います。（拍手）

◎諸岡県民環境部長 登壇 Ⅱ 藤崎議員の再質問にお答えします。

旧青年の家、現在、書庫として利用しておりますけれども、図書館の蔵書が逼迫してきていた、そういう状況を踏まえて、この施設を図書館の書庫として利用することにいたしました。以前は毎年一万数千冊の蔵書が増えていたところを、ここ数年、除籍、本を減らす、そういった取組も行っており、近年は数千冊程度の増になっております。

この蔵書につきましては、豊かな感性や想像力を育む読書の大切さや書物から得られる様々な知識、見識、古文書や郷土史などの本物の価値を、こうしたものを誰よりも熟知されている司書さん方のかんりの抵抗感もありながら、厳選して除籍を進めております。書庫を有効に利用しているところでございます。当面の間、引き続き書庫として利用してまいりたいというふうに考えております。（「何とかしたいという気持ち」は伝わってきました」と藤崎輝樹君呼ぶ）

◎副議長（八谷克幸君） 暫時休憩します。

午後二時三十七分 休憩

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） 会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◎青木一功君（拍手） 登壇。自民党の青木一功です。

今日は一年ぶりになりますが、もう少して五歳になる息子が傍聴に来てくれました。本当に成長が早いと思うと同時に、一年という月日が本当に早いと思います。息子のエネルギーになっていく感じに私は何かどうもついていけないというところが正直なところでございまして、というのも、実は私、今年始まってすぐ左目、網膜剝離という病気を患いました。それは突然誰にでも起きるらしくて、朝起きたら急に視界の片側が欠損していたということで、即入院、即手術ということになりました。これは本当に誰にでも起きるということで、議員の皆様方、そして、執行部の皆様方、大変目を酷使されている方々が多いと思いますので、ぜひ気をつけていただきたい、定期健診を受けていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

最初に、佐賀駐屯地（仮称）についてです。

いよいよ来月九日に佐賀駐屯地が開設されます。また、この（仮称）もそろそろ必要なくなる頃であると理解しているところです。

防衛省の佐賀空港への自衛隊使用要請から約十一年が経過し、私も一期目であった当時から質問に幾度と取り上げてまいりました。

県の受け入れの決定から工事着工まで待ち遠しく感じたことは大変残念であります。佐賀県に国防力を強化する駐屯地が新たに開設されることはとても喜ばしいことと思っております。

それでは、質問に入ります。まず、知事の駐屯地との関わり方についてです。

佐賀駐屯地は、今後、我が国にとって国防に関して特に重要な役割を担うことになってくると思います。中国やロシアなど、特に中国ですが、油断ならない横暴な近隣諸国からの度重なる挑発行為も深刻化しています。直近では中国軍空母の太平洋進出や戦闘機による異常接近事案が発生しました。これは度を越えた行為であり、我が国としても抗議が通用しない相手として捉え、毅然とした態度で強気な対応をしていただきたいと、このような事案が発生するたびに我が国の対応に一喜一憂している状況です。だからこそ、中国が干渉してくることが間違いない国防力の強化こそ大変重要であると確信するところです。そのようなことから、今後、佐賀駐屯地が果たすべき役割は大きくなってきます。

そこで、知事としてどのように駐屯地と関わっていかれるのか伺います。

次に、「駐屯地調整室」の具体的な役割についてです。

本年四月、政策部内に「駐屯地調整室」が新たに設置されました。連絡体制の強化を図り、駐屯地と地域との架け橋になっていただきたいと願っています。

そこで、「駐屯地調整室」の役割と今後の対応について伺います。

最後に、開設日、七月九日の「駐屯地調整室」の対応についてです。本日から数えて二十日後が開設日です。県内外の方々にとっても大きな関心があると思います。開設を記念し、地域に開かれたイベント等が行われたいと聞いています。ただ、地域の大きな関心事である以上、県内外、様々な場所から集まる可能性がある反対派の動きや妨害等もない

とは決して言えません。安全に問題なく開設日を迎えられるよう、県としてもしっかり見守るだけではなく積極的に関与していくべきであると思います。

そこで、県として「駐屯地調整室」を通じて開設日当日には具体的な対応はどうされるおつもりなのか伺います。

次に、外国人や海外資本による土地取得についてです。

近年、全国各地で外国人や海外資本、その半数以上が中国による国内の土地取得によって地域においても様々な問題が発現するようになってきたと思います。我々国民が知らないうちに、ゆっくりと確実に、そして、知ることでもできないまま土地取得の動きは広がり、将来取り返しのつかない事態にならぬか強い懸念と早急な対応が必要であると感じています。

そのためには国の法整備も急務ですが、地域から守れるところはしっかりと対策を講じていくことが県民の生命と財産を守っていくことにつながっていくのだと思います。

今後、地域で実態調査等を行うことができれば、海外資本による土地取得の実情を国に対しても警鐘を鳴らすことができるようになると思います。

軍事行為が外側からの脅威であるのに対して、土地や森林、そして水源地の取得などは内側からの侵略だという危機意識を持つことが大切であると思います。

例えば、沖縄では外国人によって無人島や自衛隊施設付近の土地が買われ、我が国の安全保障上、大変深刻な問題であり、地域の間でも議論が起こっています。また、北海道では水源地である森林が買収され、無

届けで開発されるなど、実情が分かってもなお現状では何もできないことと自体が問題です。

我が国では外国人の土地取得に関して大正十四年に制定された外国人土地法があります。ただ、これは日本人や国内の法人の土地の取得に対して共有を制限している国に対して、日本側も制限されている該当国の外国人と法人に対して制限ができる法律であるものの、いまだ施行令が存在せず、また、国際情勢も交わって、そもそも施行しづらいものであるのだろうと残念ながら思います。

しかしながら、中国のように、外国人に対して自国の土地の取引を許していないにもかかわらず、我が国の土地を最も取得している中国にこそ、この外国人土地法が適用されないのは本当に訳が分からず、よって、同法は全く機能していないと言えます。

土地取得に関してそもそも制限ができないのであれば、取得された土地に対して利用制限を設けるなどの対策が必要であり、海外資本による土地取得が、安全保障上、脅威となる可能性を考えると、先回りの対応をしていく必要があると考えます。

このようなことから、令和四年、重要土地等調査法が施行されました。この法律の対象はあくまで安全保障の観点から重要施設として個別に指定された区域内の土地に限られているものの、調査権を有していることや届出の際に国籍を記入する必要があること、土地の利用制限を設けることができるなど、佐賀県においても一定の効果は期待できるのではないかと思います。

土地取得に対して制限や規制ができない以上、現在有効な手段を用いて対策をしていかなければ、例えば、国家情報法や国防動員法を有する中国

の組織的な活動には到底太刀打ちできないものと懸念しています。

他県を見てみますと、こうした問題が地域課題として顕在化している北海道や長野県など二十の道県では、外国人や海外資本を対象としているものではないものの、水源地や森林の保全などを目的に一定の土地取引を行う場合に自治体に対して事前に届け出を義務づけるような制度が条例として制定されていると承知しています。

このような中、我が県では、駐屯地開設が間近となり、重要施設である駐屯地をはじめとした周辺地域に対して、重要土地等調査法の活用や条例制定など、佐賀県独自でできることを考えていく必要があると思います。

そこで、次の点について伺います。

まず、土地取引規制などの必要性についてです。

我が県は、安全保障上、重要な自衛隊駐屯地、そして、玄海原子力発電所など、国家の運営に欠かせない重要施設を有しています。また、唐津市相知町の旅館が海外資本に買収され、固定資産税の納付もされていないなどの話も伺いました。

このようなことから、佐賀県においても外国人や海外資本の土地取引に対して、実態把握や規制の必要性について真剣に考えねばならない時期に来ていると考えますが、知事の考えを伺います。

次に、外国人や海外資本による土地取引の把握等についてです。

自治体において、外国人や海外資本の土地取引を把握したり、また、規制したりする制度はそもそもあるのかどうか伺います。

続いて、外国人の増加についてです。

最近では、佐賀の至るところで外国人の方々を多く見かけるようにな

り、多文化共生が身近になってきているものだと理解しています。特に産業分野における人手不足の解消のため、外国人労働者が増えていると理解はしているものの、こうした外国人労働者の増加は、一方で日本人の働く場や活躍の機会を奪っている側面もあると危惧しています。

そもそも人手不足ということで、制限なく外国人労働者を受け入れようとすることは、私は安易であると思いますし、将来的に、より大切なものを失う可能性があると思います。全てが想像もできない不確実な世の中、そして社会情勢であることは、これまでの歴史から、また、近くではコロナ禍からでも分かることだと思います。

そんな中、目先の対策として無制限に外国人労働者に来てもらう、例えば、学生が集まらない学校には留学生に来てもらうことを前提にしたような取組などが目立つことに不安を抱えているところです。

また、全国至るところで、日本人との文化や生活習慣の違いなどから地元住民とのトラブルとなっていることが連日ニュース等で報じられています。

今後、このように加速度的に在留外国人が増加すると、それぞれの国単位でコミュニティを形成し、組織的な動きを見せるところもあると思います。組織的となると、デモや暴動等が起きる可能性があることは他県、そして、国外の例を見ても、そのような事例が多くあるのは周知の事実であると存じます。在留外国人が組織化するほど、政治的主張をはじめとした動きも活発になると思います。

また、外国人による犯罪も最近では多く見るようになったのも事実であるのと同時に、外国人犯罪の割合も増加すると考えられることから、対策を講じなければ地域住民とのあつれきが生じるのは当然のことだと

思います。

当然、我が国も多文化共生社会を希求していくことは大切です。しかし、現状では私は難しいのではないかと考えています。加えて言えば、諸外国を見てみても、このような人種間の問題で何も問題なく政治、社会情勢が安定している国を私は存じ上げません。

そのような中、今議会、県では、佐賀県営住宅条例施行規則の一部改正を報告されました。これは単身入居が可能な外国人労働者、外国人留学生及び日本人学生を追加するものです。

例えば、県営住宅の一部、全てが外国人入居者になると、最初は問題なくとも、少しずつ地域住民とのトラブルなどが顕在化してくるのではと大変危惧しているところ です。問題としてごみの出し方等がよく上がることがありますが、例えば、県営住宅を管理されている方が、外国人入居者に対して、その都度お話や注意などできるかどうかという心配もあります。現実としては厳しい部分があるかと察しています。

しかしながら、真面目に働いている外国人の方々が多いのもまた事実であり、そのように真面目に働く外国人の方々が安心して働き続けられるような取組が必要であるとも思います。

そこで、次の点について伺います。

まず、県内の外国人の現状と課題についてです。

そもそも外国人についての議論がどうもしづらいのも問題だと思えます。確実に外国人が増加していく中で、望まない問題が双方に発生せぬよう、また、真面目に働く外国人の方々のためにも議論していくべきであると思います。そこで、現在の県内の外国人の状況と課題について伺います。

次に、県の対応状況についてです。

外国人の課題に対して、県ではどのように取り組んでいるのか伺います。

最後に、外国免許切り替えについてです。

いわゆる外免切り替えに関して、五月に埼玉県で発生した中国籍の運転手が小学生をひき逃げした事件や、三重県内の高速道路での逆走事故などが、外国人が外免切り替えで免許を取得して起こした事件、事故として記憶に新しいことと思います。最近では、観光地においてもレンタカーを利用する外国人運転手を多く見かけるようになりました。

今後、定住外国人の増加とともに外免切り替えの数も相当数増加することは当然であり、先日のような事件が発生せぬよう、国にもより厳しい制度を設けていただきたいし、県でも今後の取組や対策が必要だと考えます。

今回、この外免切り替えを質問に取り上げたのも、実は私自身が外免切り替えを利用し、日本の運転免許を取得したからです。私は自動車運転免許を取得しないまま、十九歳で渡米し、最初はカリフォルニア州の運転免許を取得、その後、引っ越しし、ワシントン州の運転免許を取得し、帰国して間もなく外免切り替えを行いました。夏休み等で長期帰国していた際には、一年間有効な国際運転免許証を取得、添付し、日本国内で運転をしておりました。

外免切り替え、そして、国際運転免許証ともに言えることは、容易に取得できることであると思います。当然、外国の方々が日本で外免切り替えを行うのは、多少の難しさがあるとは思いますが、しかし、現状では、知識や技能の確認が免除される特例が設けられているなど、比較的容易

に取得できるものであると思います。

しかし、それぞれの国々の交通法規は大きく異なっているのが実情です。私が運転していたアメリカでは、御存じのとおり、まず車のハンドルが左右逆であること、右側車線通行であること、そして、赤信号で停止していても車両が接近していなければ、安全を確認した後、右折は可能であることなど、大きく交通法規が異なることを考えると、免許取得希望者がそれぞれの国の交通法規の違いの差を明確に理解できるような対策が必要なことは明白であると思います。我が国の道路交通法や交通法規を分かりやすく説明し、各県の安全運転の取組についても周知していくことが大切になってくると考えます。

県は今議会において、佐賀型ドライバー人材受入チャレンジ事業を提案され、トラックドライバーに外国人材を受け入れる事業を計画されていると存じます。

県内において外国人ドライバーが増加していくことになれば、外免切り替えを利用し、日本の運転免許を取得した外国人が関係する交通事故の増加は避けられないかもしれません。本事業を通じて外国人ドライバーの事故が発生し、深刻な問題へと発展せぬよう、県としては本事業を進める上で厳しく注視していただくよう要望したいと思っています。

そこで、次の点について伺います。

今後の外国人増加に伴い、外免切り替え利用による外国人ドライバーの増加による対策は急務であると同時に、先日の中国籍男性ドライバーによる小学生ひき逃げ事件のような特に悪質な事件を再度起こさせないためにも取り組まれるようお願いしたいと思います。

そこで、外免切り替えの手続の概要や現状について、県警察の取組を

伺います。

以上、終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ青木一功議員の御質問にお答えします。

まず、佐賀駐屯地開設に対する私の受け止めと今後の向き合い方についてお答えします。

国際社会の不確実性が高まる中、戦争のない平和な社会をしっかりと次の世代へつないでいくことが何より大切です。平和な社会を守り、国民、県民の生命と財産を守るためにも国防は重要であり、国防の負担は国全体で分担し、分かち合わなければいけないと考えております。

防衛省からの要請は、こうした国防上の問題であり、国防の重要性は分かりつつも、佐賀県にとつて様々な面で重要なことであるため、慎重には慎重を重ねて対応してまいりました。この十年間、真摯に向き合い、一つ一つを丁寧に対応してきたことが今につながっているものと考えています。

防衛省には、この十年間を大切にし、これからも安全を第一に、一つ一つのことに真摯な姿勢で対応していただきたいと考えます。そして、駐屯地と地元との間でお互いに信頼が築かれる関係を構築されるようになってほしいと思います。私としても、これからがスタートという緊張感を持って、これからも真摯に向き合っていきたいと考えます。

続きまして、外国人や海外資本による土地取得における土地取引規制などについてお答えします。

私は離島を多く抱える長崎県の総務部長として勤務していた平成二十一年頃、国境に接する離島、そして水源地などにおける海外資本の土地取得が問題視されて、あの頃議論が始まったと記憶しております。

そうした中、水源地の土地取得については、平成二十四年の北海道から始まり、これまで全国二十の道府県で条例による届け出制度が定められております。

その後、安全保障に対する世の中の関心の高まりなどを背景に、国では令和四年度に防衛施設、原子力関係施設周辺や国境離島などの土地を対象に、国が状況を調査し、届け出を受け付ける法制度、重要土地等調査法が導入されたわけでございます。

私も基地やライフラインなどの安全保障や保全は重要と考えておりまして、引き続き国の議論も注視し、県内外の状況も注視しながら県の対応を検討していきたいと考えております。

制度の具体的な内容や運用状況につきましては、担当部長から答弁させていただきます。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、佐賀駐屯地について二点お答えいたします。

まず、駐屯地調整室の役割と今後の対応についてです。

駐屯地調整室は、現在まだ仮称でございますが、佐賀駐屯地に関する様々な課題等に対応するとともに、連絡調整の窓口となる部署であります。現在、佐賀駐屯地の開設に伴う関係機関との調整を行っており、駐屯地開設後はオスプレイの運用に伴う緊急時も含めた総合調整を担ってまいります。

このほか、防衛省との合意事項に基づきます有明海漁業振興・補償基金に関する漁協との調整や、佐賀空港の自衛隊使用等に係る環境保全と補償に関する関係機関との調整などを担ってまいります。

駐屯地調整室におきましては、県内に所在する駐屯地をはじめ、防衛

省や漁協、佐賀市などの関係機関と顔の見える関係を築き、緊急時はもちろんのこと、平時から円滑な連絡調整ができる体制を構築していきたいと考えております。

次に、駐屯地の開設日である七月九日の駐屯地調整室の対応についてです。

七月九日は、佐賀駐屯地が開設され、オスプレイを運用する輸送航空隊が木更津駐屯地から移駐してまいります。この日に配備されるオスプレイは一機程度と聞いております。当日は駐屯地調整室におきまして、室長以下、職員が駐屯地に出向きまして、現場の状況を確認することとしております。

なお、駐屯地開設後、順次、オスプレイの移駐が進められ、八月中旬には全十七機の移駐が完了することになっております。その後、駐屯地の開設式典が行われると、このように聞いております。

私からは以上でございます。

◎寺田地域交流部長 登壇Ⅱ私からは、外国人の増加について二点お答えいたします。

まず一点目、県内の外国人の現状と課題についてお答えいたします。

県内在留の外国人の数ですけれども、コロナ禍に一時減少したものの、その後、二〇二五年一月時点で一万一千七十二人と過去最多を更新しております。十年前と比較しますと、二・五倍以上に増加しております。

総務省の人口推計によりますと、二〇二三年から一年間の外国人の増加率は一八・四％で全国三位となっております。一方で、県内総人口に占める外国人の割合としましては一・四％となっております。全国では三十一位と比較的少ない状況にあります。

また、在留資格の内訳で見ますと、技能実習が三三％、特定技能が一七％など、就労目的が約六割、留学は約一割であります。議員御指摘のとおり、企業の人材不足から外国人が増えています。

産業別で見ますと、製造業が四七％、医療・福祉が一％、建設業が九・五％となっております。約七割をこの三つの産業が占めている、そういう状況となっております。

また、国籍別ではベトナムが二六％、インドネシア一八％、ネパール一二％など、アジア出身者が約九割を占め、全二十市町に外国人が在住し、増加傾向であります。

このように外国人は既に県内のあらゆる分野で大切な担い手、そして地元の消防団に加入されるなど、地域を共に支える大切な仲間となつてきています。そういう現状となっております。

外国人の増加は今後も続くと考えておりますので、日本人も外国人も共に活躍できる多文化共生の地域づくりを推進することはますます重要となっております。

今、県としても様々な取組を行っておりますが、課題としては三点考えております。一つは日本人と外国人の相互理解の促進、二つ目は日本語力の向上、三つ目は住まいの確保、この三点を課題として特に認識しているところでございます。

次に二点目、県の対応状況についてお答えいたします。

まず、一点目の課題、日本人と外国人の相互理解に対してですけれども、日本人と外国人の顔の見える関係づくりをすること、心の垣根をなくしていくことが重要であると考えております。

県では、市町や事業所等と協力しまして、日本人と外国人が共に地域

の課題を考えるタウンミーティングを開催し、交流機会の創出を図っております。こうしたタウンミーティングを契機に、自発の交流が継続する事例も生まれてきています。例えば、二〇二二年にタウンミーティングを開催した江北町では、外国人の方が女性ネットワークのメンバーとなり、子供食堂の運営に参加されるなど、自発の交流が生まれているところでございます。お互いが尊重し合える関係づくり、これこそが大切だと考えております。

二つ目の課題、日本語力の向上を図っていくこと。

外国人が地域や職場で活躍するためには大変重要であります。県では、市町主体の日本語教室を企画するコーディネーターの養成に加えて、昨年度から事業所の日本語研修の経費の補助を行っております。また、今年度は新たに帯同家族など、日本語力の向上が課題となっている外国人の方を対象としたオンライン教室を開始することとしています。

次に三つ目の、外国人の住まいへのニーズでございますが、このニーズは年々増加しております。しかし、文化、風習の違いから家主の理解が得にくいなどの理由により、住まい探しに苦慮しているという声が出てきています。

これにつきましては、県や市町が連携した新たに佐賀に來られた外国人の方に対してごみ出しなど日本での生活ルールのオリエンテーションを行っているところでございます。

また、今年度から、単身の外国人の方が県営住宅に入居できるよう、制度を見直すこととしております。

このほか、外国人に関する総合相談窓口「さが多文化共生センター」を設置し、多言語——二十二カ国語になります——によります無料相

談ですとか外国人雇用企業に対するオーダーメイド研修などを行いました。外国人の暮らしやすい、働きやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。

佐賀に来られる外国人の方も年々多様化しております。外国人にとつての暮らしやすい佐賀、働きやすい佐賀というのは、日本人にとつても同じであります。このような取組を通して、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」の理念で多文化共生の充実に引き続き取り組んでまいります。

私からは以上になります。

◎永松県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、外国人による土地取引の把握と制度の具体的な内容や運用状況についてお答えをさせていただきます。

まず、お尋ねのありました自治体において外国人の土地取引を把握したり、規制する制度はそもそもあるのかということですが、外国人や外国資本に特化した形での土地取引を把握したり、規制する制度というのはございません。

その次に、重要土地等調査法の制度の具体的な内容や運用状況でございます。

まず、この重要土地等調査法につきましては、国が、防衛関係施設などの重要施設の周辺、それから、国境離島などを注視区域として指定をいたします。また、機能が特に重要なものというものにつきましては、特別注視区域として、これも国が指定をすることになっております。この指定した区域の土地につきまして、国が国籍にかかわらず調査を行ったり、事前の届け出を受け付ける制度となっております。

この対象区域につきまして、令和七年六月時点でございますが、全国

で五百八十四カ所が設定されてございます。県内では玄海原子力発電所や目達原駐屯地など五カ所が設定されているところでございます。

なお、令和六年十二月に国の調査結果が公表されておりまして、この資料によりますと、令和五年度中に県内の対象区域内で外国人が土地を取得した実績はございません。

私からは以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱいわゆる外国免許切り替えに係るお尋ねについてお答えします。

道路交通法及び道路交通法施行令におきましては、運転免許を受けようとする者が外国の運転免許を有する者であるときは、一定の要件を満たせば運転免許試験を一部免除することができることとされ、いわゆる外国免許切り替えとして、書類確認や視力検査等の適性試験の後、道路の交通方法等の知識の確認、運転に関する実技の確認を経て、免許を受けることができることとされております。

そして、その中で我が国と同等水準にあると認められる免許の制度を有するとされている国、または地域、例えばイギリス、フランス、韓国、台湾、アメリカ合衆国のワシントン州、メリーランド州、バージニア州などの一部の州などの免許を有する者については、特例として、その知識や実技の確認を免除することができるという取り扱いとなっております。

それも含め、県内において、いわゆる外国免許切り替えの手續により、我が国の運転免許を取得した人数は、令和二年が五十三人、令和三年が四十九人、令和四年が四十九人、令和五年が七十三人、令和六年が百六十三人となっております。

また、国や地域別で見ますと、令和六年中はベトナムが四十人、中国が十七人、インドネシアが十四人、韓国とネパールが十三人などとなっております。

県警察におきましては、いわゆる外国免許切り替えに関しては、切り替え直後の不慣れな時期の交通事故防止を図るため、切り替えをした方に免許証を交付する際には、一定期間は我が国での運転に慣れた方の同乗を推奨するなどの取組を講じております。

また、外国人ドライバーに関しましては、様々な機会を通じ、例えば、外国人技能実習生や留学生等に対し、我が国の交通ルールやその遵守の重要性等を啓発するなどの取組も講じており、令和六年中は外国人を対象とした交通安全教室を県内各地において計三十七回実施するなどしております。

引き続き、道路交通法等に基づき、いわゆる外国免許切り替えの制度を適正に運用するとともに、こうした外国人ドライバーに係る各種の取組を通じ、その交通安全意識の醸成をはじめとする交通事故の抑止に向けた対策を進めてまいります。

以上でございます。

◎青木一功君 登壇Ⅱ一点要望、一点指摘、一点質問です。

まず、要望です。

駐屯地の開設日への対応ですが、聞いていて、現場の状況を確認、もちろんそうだと思います、特にできることもないと思います。ただ、立地自治体としてはもう少ししっかりと目を向き合って対応していく必要があると思いますので、前向きにしっかりと、国防を担う駐屯地を支えるためにも活動していただきたいと要望しておきます。

そして、指摘は外国人増加についてです。

部長がそういうふうに言わなきゃいけない、これは分かります。しかし、私たち議員は言いにくいこともやっぱり言わなきゃいけないんですよ、時々。実際、地域に入ってみると、問題が顕在化していることもあるし、何と言いますか、そういう理想的なことも重要だし、そういう問題が起きないことの取組、これも大切です。しかしながら、地域に入れば、そういう問題も出ているし、出てくるし、そうならないようにしていただきたいと思うから、そこはもう少し考えにくい、言いにくいところもあると思いますが、しっかりとそこは、私も注視していきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それで、質問です。

外国人や海外資本による土地取得の中の規制、土地取引についての規制について、先ほどお話もありました、重要土地等調査法、私も質問聴取のとき伺って、私としては、早期に佐賀駐屯地を注視区域、もしくは特別注視区域、どちらになるか分かりませんが、指定される必要があると思っています。県には内閣府より令和五年に目達原駐屯地、背振山分屯基地、玄海原発に対して意見聴取が行われて、そして、個別指定されたと聞いています。

この重要土地等調査法が施行されたのが令和四年、意見聴取まで一年という空白期間がありました。海外資本は一年という事情は待ってくれないと思います。もちろんまだこの佐賀駐屯地は開設もしていません。ただ、例えば、現時点で佐賀駐屯地への意見聴取や、その他申し出はないと聞いていますが、この手続として、国から告示の後に個別指定されることになります。

そこで、質問ですが、例えば、県から何かしら指定を催促するような申し入れはできないでしょうか。

知事は先日、台湾有事への質問に対する答弁で、あらゆる事態に備えておくことが重要だと御答弁されました。私も全くそのとおりだと思います。これは何かできることがあれば動く努力も必要だと思いますが、知事、そこはいかがでしょうか、答弁を求めます。

◎山口知事 登壇Ⅱ青木一功議員の再質問にお答えします。

いわゆる佐賀駐屯地ですけれども、趣旨から考えてみて、この重要土地等調査法の対象区域になると思います。ちよつと軽々には申し上げられませんが、佐賀空港そのものも、その周辺土地ということで範囲が設定されるというふうに思いますけれども、いわゆるこの指定の手続ということに関しては定かではない。ただ、ここは指定に向けて、できるだけスピーディーに行うべきだというふうに私は思います。部長がその手続について補足したいと思います。

◎永松県土整備部長 登壇Ⅱ指定の具体的な手続について答弁いたします。

重要土地等調査法による本県での注視区域等の指定を五力所されておりますけれども、国からまず意見照会がございまして、それに対する県の回答ということになってございます。その後、指定の公布がされまして、施行という流れになっているところでございます。

私からは以上でございます。

◎議長（宮原真一君） 本日の日程は終了いたしました。

あす二十日は一般質問、請願上程、議案及び請願の委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後三時五十三分 散会

速記者 横尾裕子